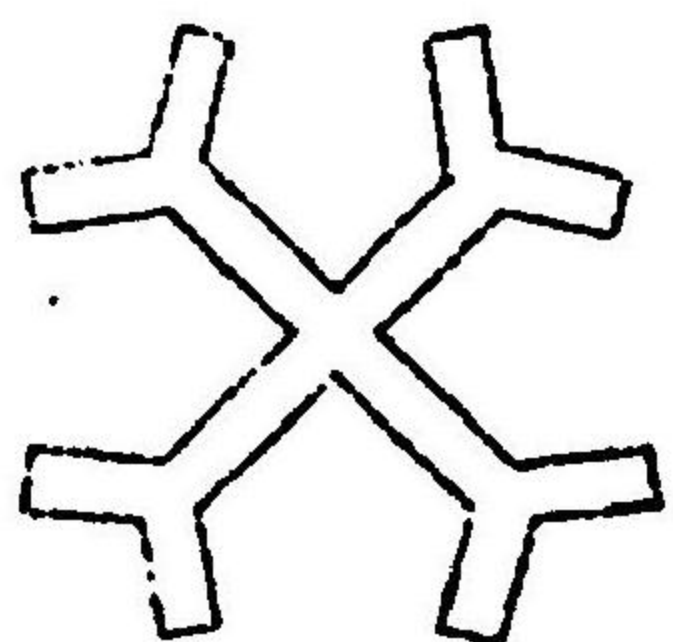


皇 符



本國ハ實物大ヲ示ス

朕臨時軍用氣球研究会官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年二月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
海軍大臣 男爵齋藤 實  
陸軍大臣 男爵石木新六

勅令第十四號(官報二月二十八日)

臨時軍用氣球研究会官制中左ノ通改正ス

第二條中「二十八ヲ」三十人ニ、本職アル陸海軍佐尉官及海軍機關佐尉官ヲ「本職アル陸海軍將校同相當官」ニ改メ「佐尉官相當官タル本職アル海軍造船兵官」ヲ削ル

第五條中「陸軍佐尉官」ヲ「陸軍將校」ニ改ム

第七條 會長ハ近衛師團長ノ承認ヲ受ケ交通兵旅團ニ屬スル諸隊ノ所屬人員及材料ヲ使用スルコトヲ得

第九條第一項ヲ左ノ如ク改ム

臨時軍用氣球研究会ニ書記ヲ置キ陸軍判任文官ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條 臨時軍用氣球研究会ニ屬スル物件ノ管理ハ氣球隊長ヲレテ之ヲ擔任セシム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

勅令第二百七號臨時軍用氣球研究会官制(明治四十二年七月三十一日官報)抄録

第二條 臨時軍用氣球研究会ハ會長一人委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ本職アル陸軍將官委員ハ左ニ列記スル者ノ中ヨリ之ヲ命ス

本職アル陸海軍佐尉官及海軍機關佐尉官

佐尉官相當官タル本職アル海軍造船兵官

第五條第一項

臨時軍用氣球研究会ニ幹事一人ヲ置ク陸軍佐尉官タル委員ノ中ヨリ會長之ヲ命ス

第七條 臨時軍用氣球研究会ハ氣球隊長ノ承認ヲ受ケ氣球隊ニ屬スル諸材料ヲ使用スルコトヲ得

第九條第一項

臨時軍用氣球研究会ニ書記三人以内ヲ置キ陸軍屬ヲ以テ之ニ充ツ

朕陸軍省臨時職員増置ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年二月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
陸軍大臣 男爵石本新六

勅令第十五號(官報二月二十八日)

臨時軍用氣球研究會ノ事務ニ從事セシムル爲臨時陸軍省ニ屬及技手五人以内ヲ増置スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕陸軍六週間現役兵條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
陸軍大臣 男爵石本新六

勅令第十六號(官報三月二十日)

陸軍六週間現役兵條例中左ノ通改正ス

第一條中「臺灣、樺太、韓國」ヲ「朝鮮、臺灣、樺太」ニ改ム

第十條中「臺灣、樺太、韓國」ヲ「朝鮮、臺灣、樺太」ニ改ム、臺灣總督府民政長官、樺太廳長官、理事廳理事官、ヲ

「朝鮮總督府道長官、臺灣總督府民政長官、樺太廳長官」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第九號陸軍六週間現役兵條例(明治四十一年二月十四日官報抄録)

第一條 徵兵令第十三條第三項ニ依リ六週間現役ニ服セシムヘキ者ハ較前ニ就キタル年又ハ其ノ翌年ニ於テ其ノ在職地

管内ノ步兵隊、臺灣總督府及清國ニ在リニ編入シ服役セシム

第十條 臺灣總督、韓國又ハ清國ニ在職シ六週間陸軍現役ニ服スヘキ者ニ付テハ臺灣總督府民政長官、樺太廳長官、理事廳

理事官、關東都督府民政長官又ハ領事官ヲシテ之ヲ調査シテ爲シシムルコトヲ得

朕臨時海軍總政本部海軍造兵廠海軍艦艇試驗所海軍工廠海軍經理部及臨時海軍建築部及支部ニ技師及技手ヲ置クノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
海軍大臣 男爵齋藤 實

勅令第十七號(官報 三月二十三日)

造船造兵及土木建築ノ事務ヲ掌理セシムル爲海軍艦政本部海軍造兵廠海軍艦型試驗所海軍工廠海軍經理部並臨時海軍建築部及支部ヲ通シテ臨時左ノ職員ヲ置ク

技師 專任 十八人

委任

技手 專任 七十八人

前項職員ノ俸給ハ各當該事業費ヨリ之ヲ支辨ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

御名 御璽

明治四十五年三月二十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
海軍大臣 男爵齋藤 實

朕海軍造船造兵事業現業員ノ共濟組合ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

勅令第十八號(官報 三月二十三日)

明治四十年勅令第二百二十七號ハ海軍造船造兵事業屬所屬雇員以下ノ現業員ノ相互救濟ヲ目的トスル組合ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕日本大博覽會事務局官制廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
農商務大臣 男爵牧野伸顯

勅令第十九號(官報 三月二十三日)

日本大博覽會事務局官制ハ明治四十五年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

朕明治四十年勅令第二百二號廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
農商務大臣 男爵牧野伸顯

勅令第二十號(官報三月二十三日)

明治四十年勅令第百二號ハ之ヲ廢止ス

〔參照〕

明治四十年三月三十一日勅令第百二號ハ日本大博覽會開設ノ件ナリ

除法例ヲ朝鮮ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第二十一號(官報三月二十八日)

法例ハ之ヲ朝鮮ニ施行ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ朝鮮總督府官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

海軍大臣 男爵齋藤實

陸軍大臣 男爵石本新六

勅令第二十二號(官報三月二十八日)

朝鮮總督府官制中左ノ通改正ス

第九條 總督府ニ官房及左ノ四部ヲ置ク

内務部

度支部

農商工部

司法部

第十條 官房ニ總務局、外事局及土木局、内務部ニ地方局及學務局、度支部ニ司稅局及司計局、農商

工部ニ農林局及殖産局ヲ置ク

官房各部及各局ノ事務ノ分掌ハ總督之ヲ定ム

第十一條 總督府ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

局長

參事官

祕書官

書記官

事務官

視學官

四人 勅任

九人 勅任又ハ奏任

三人 奏任 内一人ヲ勅任ト

二人 奏任

十九人 奏任

十九人 奏任

一人 奏任

編修官 專任 一人 奏任  
 技師 專任 二十八人 奏任 内二人ヲ勅任ト  
 通譯官 專任 五人 奏任  
 屬  
 視學 專任 三百八十七人 判任  
 編修書記  
 技手  
 通譯生

第十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

參事官ハ朝鮮ニ於ケル制度及習慣ノ調査ヲ掌ル

第二十條ノ二 内務部ニ觀測所ヲ置キ氣象ニ關スル事務ヲ掌ラシム

觀測所ニ附屬測候所ヲ置クコトヲ得

第二十條ノ三 觀測所長ハ朝鮮總督府技師、測候所長ハ朝鮮總督府技手ヲ以テ之ニ充ツ

第二十條ノ四 觀測所及測候所ノ名稱及位置ハ總督之ヲ定ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第三百五十四號朝鮮總督府官制(明治四十三年九月三十日官報)抄錄  
第九條 總督府ニ官房及左ノ五部ヲ置ク

總務部  
 内務部  
 度支部  
 農商工部  
 司法部

第十條 總務部ニ人事局、外事局、會計局、内務部ニ地方局、學務局、度支部ニ司稅局、計局、農商工部ニ殖産局、商工局ヲ置ク  
 官房、各部及各局ノ事務ノ分掌ハ總督之ヲ定ム

第十一條 總督府ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 五人 勅任  
 局長 九人 勅任又ハ奏任  
 參事官 專任二人 奏任  
 秘書官 專任二人 奏任  
 書記官 專任十九人 奏任  
 事務官 專任十八人 奏任  
 視學官 專任一人 奏任  
 編修官 專任一人 奏任  
 技師 專任三十人 奏任  
 通譯官 專任六人 奏任  
 屬  
 視學 專任三百三十五人 判任  
 編修書記  
 技手  
 通譯生

朕建築土木及官有財産調査ノ事務ニ從事セシムル爲朝鮮總督府ニ臨時職員ヲ置クノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第二十三號(官報三月二十八日)

建築、土木及官有財産調査ノ事務ニ從事セシムル爲朝鮮總督府ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

技師 專任 十人

屬 專任 百五十九人

技手

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年勅令第三百七十三號ハ之ヲ廢止ス

〔參照〕

明治四十三年九月三十日勅令第三百七十三號ハ建築及土木事務ヲ管理セシムル爲朝鮮總督府ニ臨時職員設置ノ件ナリ

朕鑛區臨檢、水産試験及灌溉事業調査ノ事務ニ從事セシムル爲朝鮮總督府ニ臨時職員ヲ置クノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第二十四號(官報三月二十八日)

鑛區臨檢、水産試験及灌溉事業調査ノ事務ニ從事セシムル爲朝鮮總督府ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

技師 專任 一人

屬 專任 十二人

技手

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕明治四十四年勅令第八十二號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第二十五號(官報三月二十八日)

明治四十四年勅令第八十二號中左ノ通改正ス

「九人」ヲ「十五人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第八十二號(明治四十四年四月五日官報)抄録  
礦床、林野及國有未墾地調査ノ事務ニ從事セシムル爲朝鮮總督府ニ臨時左ノ職員ヲ置ク  
技手 專任 九人

朕朝鮮總督府取調局官制、朝鮮總督府專賣局官制及朝鮮總督府印刷局官制廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第二十六號(官報 三月二十八日)

朝鮮總督府取調局官制、朝鮮總督府專賣局官制及朝鮮總督府印刷局官制ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府中樞院官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第二十七號(官報 三月二十八日)

朝鮮總督府中樞院官制中左ノ通改正ス

第八條中「書記官長」ヲ削ル

第十條ノ二「通譯官」ハ上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル

附則

本令ハ明治四十五年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第三百五十五號朝鮮總督府中樞院官制(明治四十三年九月二十日)抄録  
第八條 書記官長、書記官及通譯官ハ朝鮮總督府高等官ノ中ヨリ之ヲ兼テシム

朕朝鮮總督府警察官署官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

陸軍大臣 男爵石木新六

勅令第二十八號(官報 三月二十八日)

朝鮮總督府警察官署官制中左ノ通改正ス

第一條、第三條、第十一條及第十五條中「警察事務」ヲ「警察及衛生ノ事務」ニ改ム

第四條第一項中「警察事務」ヲ「警察及衛生ノ事務」ニ改ム

事務ニ改ム

第五條中「四十四人ヲ三十六人ニ減八人ヲ七人ニ減一人ヲ三人ニ改メ技師ノ次ニ港務官專任一人委任」港務醫官專任一人委任及獸醫官專任一人委任ヲ加ヘ「警察醫官專任二百五人委任又ハ判任ヲ削リ」警部ノ次ニ「港吏」港務醫官補及獸醫官補ヲ加ヘ「三百五十七人ヲ三百七十八人ニ改ム」

第八條中「地方警察事務ヲ地方ノ警察及衛生ノ事務ニ改ム」

第十四條 港務官ハ上官ノ命ヲ承ケ開港ノ港則ノ執行及海港檢疫ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條ノ二 港務醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ海港檢疫及醫務ヲ分掌ス

第十四條ノ三 獸醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ獸畜ニ關スル檢疫、検査及醫務ヲ掌ル

第十五條第二項ノ次ニ左ノ三項ヲ加フ

港吏ハ上官ノ指揮ヲ承ケ開港ノ港則ノ執行及海港檢疫ニ從事ス

港務醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ海港檢疫及醫務ニ從事ス

獸醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ獸畜ニ關スル檢疫、検査及醫務ニ從事ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

勅令第二百九十六號朝鮮總督府警察官官制(明治四十三年六月二十九日)抄録

第一條 朝鮮總督府警察官官制ハ朝鮮總督ノ管理ニ屬シ朝鮮ニ於ケル警察事務ヲ掌ル

第三條 警察總監部ハ之ヲ京城ニ設テ朝鮮ニ於ケル警察事務ヲ總理シ該部ヲ京城ノ警察事務ヲ掌ル

第四條第一項及第二項

警察部ハ之ヲ各道ニ置テ道内ノ警察事務及管内警察官ノ監督ヲ掌ル

警察官ハ必要ノ地ニ之ヲ置テ管内ノ警察事務ヲ掌ル

第五條 朝鮮總督府警察官官制ニ左ノ職員ヲ置ク

- 警視 專任 四十四人 委任
- 通譯官 專任 八人 委任
- 技師 專任 一人 委任
- 警察醫 專任 百五人 委任又ハ判任
- 警部 專任 三百五十七人 判任
- 技手
- 通譯生

第八條第二項

警務部長ハ道長官ノ命ニ依リ道行政ノ執行ヲ助ケ又ハ地方警察事務ニ關シ道長官ノ命ヲ承ケ必要ナル命令ヲ發シ又ハ該分ヲ爲スヘシ

第十一條 警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察事務ヲ掌リ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第十四條 警察醫ハ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル醫務ヲ掌ル

第十五條第二項

警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察事務ニ從事シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

朕朝鮮總督府鐵道局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公偉

勅令第二十九號(官報 三月二十八日)

朝鮮總督府鐵道局官制中左ノ通改正ス



第二條中「七人」ヲ「六人」ニ、「四十四人」ヲ「三十九人」ニ、「四百六十人」ヲ「四百五十五人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

明治四十三年<sup>九月三十日</sup>勅令第三百五十九號朝鮮總督府鐵道局官制第二條中七人ハ專任理事、四十四人ハ專任技師、四百六十人ハ專任書記、技手ヲ通シテノ定員ナリ

朕朝鮮總督府遞信官署官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

內閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三十號（官報 三月二十八日）

朝鮮總督府遞信官署官制

第一條 朝鮮總督府遞信官署ハ朝鮮總督ノ管理ニ屬シ郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、航路標識及發電水力ニ關スル事務並航路、船舶、海員及電氣事業ノ監督ニ關スル事務ヲ掌ル

朝鮮總督ノ指定シタル遞信官署ハ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ノ取扱フ歳入金歳出金及歳入歳出外現金ノ出納ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 遞信官署ハ遞信局、郵便爲替貯金管理所、郵便局及郵便所トス

第三條 遞信局ハ郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、航路標識及發電水力ニ關スル事務ヲ管理シ航路、船舶、海員及電氣事業ノ監督ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 郵便爲替貯金管理所ハ郵便爲替貯金ノ検査計算ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 郵便局及郵便所ハ郵便、郵便爲替及郵便貯金ノ事務ヲ掌ル

電信又ハ電話事務ハ郵便局又ハ郵便所ヲシテ之ヲ兼掌セシムルコトヲ得

第六條 朝鮮總督ハ郵便局ヲ指定シ區域ヲ定メテ遞信局ノ管掌事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第七條 朝鮮總督ハ必要ナル地ニ郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信又ハ電話ノ取扱所ヲ置キ航路標識

其ノ他海事ニ關スル事務ヲ分掌セシムル爲メ遞信局出張所ヲ置クコトヲ得

第八條 郵便局及郵便所ノ名稱及位置並航路標識ノ種別、名稱及位置ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第九條 遞信官署ニ左ノ職員ヲ置ク

遞信局長官	勅任
遞信局書記官	專任 三人 奏任
遞信事務官	專任 十一人 奏任
遞信事務官補	專任 十一人 奏任
遞信技師	專任 十九人 奏任
遞信書記	內一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
遞信技手	
遞信書記補	專任 七百八十四人 判任
航路標識看守	
郵便所長	判任

第十條 遞信局長官ハ朝鮮總督ノ監督ヲ承ケ局務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

第十一條 遞信局書記官ハ長官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル

第十二條 遞信事務官及遞信事務官補ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十三條 遞信技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十四條 遞信書記、遞信技手、遞信書記補及航路標識看守ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務、技術及航路標識ノ看守ニ従事ス

第十五條 郵便爲替貯金管理所長ハ遞信事務官ヲ以テ之ニ充ツ遞信局長官ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

第十六條 郵便局長ハ遞信事務官、遞信事務官補又ハ遞信書記ヲ以テ之ニ充ツ遞信局長官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

第十七條 郵便所長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第十八條 發電水力調査ニ關スル事務ニ従事セシムル爲遞信局ニ臨時左ノ職員ヲ増置ス

遞信技師 二人

遞信書記 二人

遞信技手 四人

附則  
本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府通信官官制ハ之ヲ廢止ス  
本令施行ノ際現ニ朝鮮總督府通信局長官、通信局書記官、通信事務官、通信事務官補、通信技師、通信書記、通信技手、通信書記補、航路標識看守又ハ郵便所長ニ各同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

書記、通信技手、通信書記補、航路標識看守又ハ郵便所長ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ用井ス朝鮮總督府遞信局長官、遞信局書記官、遞信事務官、遞信事務官補、遞信技師、遞信書記、遞信技手、遞信書記補、航路標識看守又ハ郵便所長ニ各同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

朕朝鮮總督府臨時土地調查局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三十一號 (官報 三月二十八日)

朝鮮總督府臨時土地調查局官制中左ノ通改正ス

第二條中「總裁」ヲ削リ「副總裁」ヲ「局長」ニ「二人」ヲ「五人」ニ「五人」ヲ「七人」ニ改メ「書記」ノ次ニ「書記補」ヲ「技手」ノ次ニ「技手補」ヲ加フ

第三條中「總裁」ハ政務總監ヲ以テ之ニ充ツ「局長」ハ「二人」ニ改メ

第四條 削除

第八條及第九條中「書記及技手」ヲ「書記、書記補、技手及技手補」ニ改ム

第十一條 朝鮮總督ハ必要ト認ムルトキハ臨時土地調查局ニ事務員及技術員養成所ヲ附設スルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第三百六十一號朝鮮總督府臨時土地調查局官制(明治四十三年九月三十日官報)抄錄

- 第二條 臨時土地調查局ニ左ノ職員ヲ置ク
  - 總裁 一人 勅任
  - 副總裁 一人 奏任
  - 事務官 專任二人 奏任
  - 技師 專任五人 奏任
- 第三條 總裁ハ政務總監ヲ以テ之ニ充ツ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス
- 第四條 副總裁ハ總裁ヲ佐ケ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 技師及技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務及技術ニ從事ス
- 第六條 書記及技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務及技術ニ從事ス
- 第七條 朝鮮總督ハ必要ト認ムルトキハ臨時土地調查局事務費預算ノ範圍内ニ於テ該局書記及技師ヲ増置スルコトヲ得

朕朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

內閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三十二號(官報 三月二十八日)

朝鮮總督府稅關官制中左ノ通改正ス

第一條第六號乃至第九號ヲ削ル

第三條中「監視官專任」ノ下「一人」ヲ「二人」ニ改メ「港務官專任一人奏任」「技師專任四人奏任」「港務醫官專任一人奏任」「港吏及港務醫官補ヲ削リ」「二百四十六人」ヲ「二百四十四人」ニ改ム

第八條 削除

第九條 削除

第十條 削除

第十一條第四項、第五項、第十六條及第十七條ヲ削ル

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第三百六十二號朝鮮總督府稅關官制(明治四十三年九月三十日官報)抄錄

- 第一條 朝鮮總督府稅關ハ朝鮮總督ノ管理ニ屬シ左ノ事項ヲ掌ル
  - 六 密漁船ノ取締ニ關スル事項
  - 七 開港検査ニ關スル事項
  - 八 開港ノ港則ニ關スル事項
  - 九 船舶検査ニ關スル事項
- 第三條 稅關ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク
  - 監視官 專任一人 奏任
  - 港務官 專任一人 奏任
  - 技師 專任四人 奏任
  - 港務醫官 專任一人 奏任
  - 書記 專任一人 奏任
  - 監視 專任一人 奏任
  - 鑑定官補 專任一人 奏任
  - 港吏 專任一人 奏任
  - 港務醫官補 專任一人 奏任
  - 技師 專任一人 奏任
  - 監吏 專任一人 奏任
- 第八條 港務官ハ上官ノ命ヲ承ケ港則ノ執行及開港検査ニ關スル事務ヲ掌ル

- 第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第十條 港務醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ醫務ヲ掌ル
- 第十一條 第四項及第五項
- 港吏ハ上官ノ指揮ヲ承ケ港則ノ執行及開港檢疫ニ従事ス
- 港務醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫務ニ従事ス
- 第十六條 移出牛檢疫ノ事務ヲ掌ラシムル爲メ釜山税關ニ移出牛檢疫所ヲ附置ス
- 移出牛檢疫所ニ左ノ職員ヲ置ク
- 所長
- 檢疫官 專任一人 奏任
- 書記
- 檢疫官補 專任三人 判任
- 第十七條 所長ハ税關長ヲ以テ之ニ充ツ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス
- 檢疫官ハ所長ノ命ヲ承ケ檢疫ヲ掌ル
- 書記及檢疫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務及檢疫ニ従事ス

朕朝鮮總督府監獄官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三十三號(官報 三月二十八日)

朝鮮總督府監獄官制中左ノ通改正ス

第二條及第四條中 控訴院ヲ覆審法院ニ改ム

第三條中「七十五人」ヲ「八十七人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

- 勅令第二百四十三號朝鮮總督府監獄官制(明治四十二年十月十八日官報)抄録
- 第二條 控訴院檢察長ハ朝鮮總督ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ニ在ル監獄ヲ監督ス
- 第三條 監獄ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク
- 看守長 專任七十五人 判任
- 通譯生
- 第四條 典獄ハ朝鮮總督及控訴院檢察長ノ指揮監督ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

朕朝鮮總督府平壤鑛業所官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三十四號(官報 三月二十八日)

朝鮮總督府平壤鑛業所官制中左ノ通改正ス

第二條中「八人」ヲ「十人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十三年 九月三十 勅令第三百六十九號朝鮮總督府平壤鑛業所官制第二條中八人ハ專任書記技手ヲ通シテノ定員ナリ

朕朝鮮總督府勸業模範場官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三十五號(官報三月二十八日)

朝鮮總督府勸業模範場官制中左ノ通改正ス

第一條第三號中「蠶種」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第四號ヲ第五號トス

四 原蠶種ノ製造及配付

第二條中「十八」ヲ「十一」ニ「四十九人」ヲ「二十六人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第三百七十號朝鮮總督府勸業模範場官制(明治四十三年九月三十日官報)抄録

第一條 朝鮮總督府勸業模範場ハ朝鮮總督ノ管理ニ屬シ左ノ事項ヲ掌ル

三 種子、種苗、蠶種、種畜及種畜ノ配付

第二條 勸業模範場ニ左ノ職員ヲ置ク

技師 專任十八人 奏任一人ハトシテ

書記 專任四十九人 判任

技手

朕朝鮮總督府中央試験所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三十六號(官報三月二十八日)

朝鮮總督府中央試験所官制

第一條 朝鮮總督府中央試験所ハ朝鮮總督ノ管理ニ屬シ工業ニ關スル試験、分析及鑑定ノ事務ヲ掌ル

第二條 中央試験所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

技師 專任 三人 奏任

書記 專任 六人 判任

技手

第三條 所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第五條 書記及技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ技術ニ従事ス

第六條 朝鮮總督ハ必要ト認ムル地ニ中央試験所ノ支所又ハ出張所ヲ設クルコトヲ得

第七條 中央試験所ニ工業傳習所ヲ附置ス

第八條 工業傳習所ハ工業ニ關スル技術ヲ傳習スル所トス

工業傳習所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長  
技師 專任 二人 奏任  
書記 專任 二十八 判任  
技手

第九條 所長ハ中央試験所長ヲ以テ之ニ充ツ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス  
第十條 技師ハ所長ノ命ヲ承ケ傳習ヲ掌ル  
第十一條 書記及技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ技術ニ従事ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
朝鮮總督府工業傳習所官制ハ之ヲ廢止ス

朕朝鮮總督府地方官官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三十七號(官報三月二十八日)

朝鮮總督府地方官官制中左ノ通改正ス

第三條 各道ヲ通シテ事務官ハ專任三十九人、書記及通譯生ハ專任三百九十四人トス  
技師、通譯官及技手ハ道ノ須要ニ依リ俸給豫算定額内ニ於テ之ヲ置ク

第五條中「地方警察事務」ヲ「地方ノ警察及衛生ノ事務」ニ改ム

第十八條第二項及第三項ヲ削ル

第十九條 各府郡ヲ通シテ書記及通譯生ハ專任二千二十六人トス

第二十條 各府郡ニ於ケル書記及通譯生ノ定員ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十一條第二項及第三項ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

府尹又ハ郡守事故アルトキハ上席府書記又ハ郡書記共ノ職務ヲ代理ス

第二十六條中「二十八人」ヲ「五十九人」ニ、「四十一人」ヲ「五十一人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第三百五十七號朝鮮總督府地方官官制(明治四十三年九月三十日官報)抄録

第三條 各道ヲ通シテ事務官ハ專任二十六人、技師ハ專任八人、書記技手及通譯生ハ專任四百四十七人トス

通譯官ハ道ノ須要ニ依リ俸給豫算定額内ニ於テ之ヲ置ク

第五條第三項

道長官ハ地方警察事務ニ關シテ警務部長ヲシテ必要ナル命令ヲ發セシメ又ハ之ニ對シ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第十八條第二項及第三項

府ニ事務官及通譯官ヲ置クコトヲ得

府ニ事務官及府通譯官ハ奏任トス

第十九條 各府ヲ通シテ事務官及通譯官ハ專任四人、各府郡ヲ通シテ書記及通譯生ハ專任二千二十二トス

第二十條 各府郡ニ於ケル事務官、書記及通譯生ノ定員ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十一條第二項及第三項

府事務官ハ府尹ノ命ヲ承ケ府務ヲ掌ル

府通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル

第二十六條第四項  
各附院ヲ通シテ職員ハ專任二十八人辨記助手及通譯生ハ專任四十一人トス

朕朝鮮總督府中學校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三十八號(官報三月二十八日)

朝鮮總督府中學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「十八人」ヲ「二十四人」ニ「十四人」ヲ「二十人」ニ「三人」ヲ「四人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

明治四十三年八月二十勅令第九十九號朝鮮總督府中學校官制第一條中專任十八人内四人專任十四人轉任八名、三人ハ專任書記ノ定員ナリ

朕朝鮮公立小學校官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三十九號(官報三月二十八日)

朝鮮公立小學校官制

第一條 公立小學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長

訓導 判任

第二條 學校長ハ訓導ノ中ヨリ之ヲ命ス府尹又ハ郡守ノ指揮ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第三條 訓導ハ兒童ノ教育ニ從事ス

第四條 公立小學校職員ノ定員ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五條 公立小學校職員ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ當該學校ヲ設立維持スル團體ノ支辨トス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮公立高等女學校官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四十號(官報三月二十八日)

朝鮮公立高等女學校官制

第一條 公立高等女學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長 奏任又ハ判任

教諭 判任

書記 判任

各校ニ付教諭ノ内三人ハ之ヲ奏任ト爲スコトヲ得

第二條 學校長ハ道長官ノ指揮ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第三條 教諭ハ生徒ノ教育ヲ掌ル

第四條 書記ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第五條 公立高等女學校職員ノ定員ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六條 公立高等女學校職員ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ當該學校ヲ設立維持スル團體ノ支辨トス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮公立實業專修學校官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四十一號(官報三月二十八日)

朝鮮公立實業專修學校官制

第一條 公立實業專修學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長

教諭

書記

判任

判任

各校ニ付教諭ノ内三人ハ之ヲ奏任ト爲スコトヲ得

第二條 學校長ハ教諭又ハ朝鮮總督府所屬官署ノ官吏ノ中ヨリ朝鮮總督之ヲ命ス道長官ノ指揮ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第三條 教諭ハ生徒ノ教育ヲ掌ル

第四條 書記ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第五條 公立簡易實業專修學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長

訓導

判任

第六條 學校長ハ訓導ノ中ヨリ之ヲ命ス府尹又ハ郡守ノ指揮ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第七條 訓導ハ生徒ノ教育ニ從事ス

第八條 公立實業專修學校及公立簡易實業專修學校ノ職員ノ定員ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第九條 公立實業專修學校及公立簡易實業專修學校ノ職員ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ當該學校ヲ設立維持スル團體ノ支辨トス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス



朕官立仁川實業學校廢止ノ件ヲ裁可セ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四十二號(官報三月二十八日)

官立仁川實業學校ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府濟生院官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四十三號(官報三月二十八日)

朝鮮總督府濟生院官制

第一條 朝鮮總督府濟生院ハ朝鮮總督ノ管理ニ屬シ孤兒ノ養育、盲啞者ノ教育及精神病者ノ救療ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 濟生院ニ左ノ職員ヲ置ク

院長

主事

醫官

書記

訓導

醫員

調劑手

專任 一人 奏任

專任 一人 奏任

專任 二十人 判任

第三條 院長ハ朝鮮總督府高等官ヲ以テ之ニ充ツ

院長ハ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ院務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

第四條 主事ハ院長ノ命ヲ承ケ院務ヲ掌ル

第五條 醫官ハ院長ノ命ヲ承ケ醫務ヲ掌ル

第六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七條 訓導ハ上官ノ指揮ヲ承ケ授業ニ従事ス

第八條 醫員ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫務ニ従事ス

第九條 調劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

第十條 濟生院ハ必要ニ應シ分院ヲ設クルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府裁判所職員定員令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四十四號(官報三月二十八日)

朝鮮總督府裁判所職員定員令中左ノ通改正ス

二百六十一人ヲ二百十六人ニ、六十三人ヲ六十八人ニ、四百二十九人ヲ三百九十一人ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第三百六十五號朝鮮總督府裁判所職員定員令(明治四十三年九月三十日官報)抄録

朝鮮總督府裁判所及檢事局職員ノ定員ハ各裁判所及檢事局ヲ通シテ左ノ如シ

判事 二百六十一人  
檢事 六十三人  
書記 六十三人  
通譯生 四百二十九人

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四十五號(官報三月二十八日)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中朝鮮總督府取調局長官ヲ削リ朝鮮總督府通信局長官ヲ朝鮮總督府通信局長官ニ改メ朝鮮總督府臨時土地調查局副總裁朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢事ヲ削リ朝鮮總督府醫院長ノ次ニ朝鮮總督府中樞院書記官長ヲ朝鮮總督府各局長ノ次ニ朝鮮總督府臨時土地調查局長ヲ

〔判事〕 一級六千圓 二級五千圓 三級四千二百圓 四級三千七百圓 五級三千圓  
〔朝鮮總督府判事〕 年俸 一級五千圓 二級四千二百圓 三級三千七百圓 四級三千圓  
〔朝鮮總督府檢事〕 年俸 二級四千二百圓 三級三千七百圓 四級三千圓

第十四條中朝鮮總督府取調局書記官朝鮮總督府專賣局長及朝鮮總督府工業傳習所長ヲ削リ朝鮮總督府通信局書記官ヲ朝鮮總督府通信局書記官ニ改ム

第十六條中朝鮮總督府取調局事務官ヲ削リ朝鮮總督府通信事務官ヲ朝鮮總督府通信事務官ニ改ム

第十九條中朝鮮總督府專賣局事務官朝鮮總督府印刷局事務官及朝鮮總督府府事務官ヲ削リ朝鮮總督府移出牛檢疫所檢疫官ヲ朝鮮總督府獸醫官ニ改ム

第二十條中朝鮮總督府通信事務官補ヲ朝鮮總督府通信事務官補ニ改ム

第二十一條中朝鮮總督府警察醫ヲ朝鮮總督府濟生院主事ニ改メ朝鮮總督府府通譯官ヲ削リ第二十二條中朝鮮總督府通信技師ヲ朝鮮總督府通信技師ニ改メ朝鮮總督府醫院醫官ノ次ニ朝鮮總督府濟生院醫官ヲ加フ

別表第一表中朝鮮總督府ノ部朝鮮總督ノ項「總務部長官」及「同上」並取調局長官ノ項ヲ削リ人事局

明治四十五年三月 勅令 第四十六號 朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢事官等給與令

長ヲ「總務局長」ニ「會計局長」ヲ「土木局長」ニ「殖産局長」ヲ「農林局長」ニ「商工局長」ヲ「殖産局長」ニ「通信局長」ヲ「遞信局長」ニ改メ臨時土地調査局副總裁ノ項ヲ左ノ如ク改メ

女子高等普通學校教諭ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

臨時土地調査局長	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公立高等女學校校長	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公立高等女學校教諭	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公立實業女學校校長	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公立實業女學校教諭	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

別表第五表中「京城女子高等普通學校教諭」ノ次ニ「朝鮮公立高等女學校長」ヲ加ヘ「朝鮮公立實業學校教諭」ノ項ヲ左ノ如ク改メ

朝鮮公立高等女學校教諭	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
朝鮮公立實業學校教諭	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
朝鮮公立實業學校教諭	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

附則  
本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢事官等給與令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

內閣總理大臣 侯爵西園寺公望

明治四十五年三月二十七日

勅令第四十六號(官報三月二十八日)

朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢事官等給與令  
第一條 朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢事ノ官等及本條ハ左ノ區分ニ依ル

高等法院	長 勅任 一級俸又ハ二級俸
	部長 勅任 三級俸又ハ四級俸
	判事 奏任 一級俸乃至五級俸
高等法院檢事局	檢事長 勅任 一級俸乃至三級俸
	檢事 奏任 一級俸乃至五級俸
覆審法院	長 勅任 二級俸又ハ三級俸
	部長 奏任 一級俸乃至六級俸
	判事 奏任 四級俸乃至九級俸
覆審法院檢事局	檢事長 勅任 二級俸乃至四級俸
	檢事 奏任 一級俸乃至九級俸

明治四十五年三月 勅令 第四十六號 朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢事官等給與令

地方法院

長 奏任 一級俸乃至五級俸

部長 奏任 三級俸乃至九級俸

判事 奏任 四級俸乃至十級俸

地方法院檢察局

檢察正 奏任 一級俸乃至五級俸

檢察 奏任 三級俸乃至十級俸

地方法院支廳

判事 奏任 四級俸乃至十級俸

檢察 奏任 四級俸乃至十級俸

高等法院判事ノ内一人ハ勅任ト爲スコトヲ得共ノ本俸ハ三級俸又ハ四級俸トス

高等法院檢察ノ内一人ハ勅任ト爲スコトヲ得共ノ本俸ハ三級俸又ハ四級俸トス

京城地方法院ノ院長及檢察正ハ勅任ト爲スコトヲ得共ノ本俸ハ三級俸又ハ四級俸トス

第二條 高等法院長、高等法院檢察長、覆審法院長及覆審法院檢察長ハ朝鮮總督上奏シテ之ヲ補シ

共ノ他ノ各職ハ朝鮮總督之ヲ補ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ在職スル朝鮮總督府裁判所ノ判事又ハ檢察ノ官等俸給ニシテ本令ノ制限ヲ超スルモノハ仍從前ノ規定ニ依ル

朕判任官俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四十七號(官報三月二十八日)

判任官俸給令中左ノ通改正ス

第十一條中「朝鮮總督府通信書記補」ヲ「朝鮮總督府通信書記補」ニ改メ共ノ次ニ「朝鮮總督府臨時土地調査局書記補」及「朝鮮總督府臨時土地調査局技手補」ヲ加フ

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第三百三十五號判任官俸給令(明治四十三年八月二十日抄録) 第十一條 左ニ掲クル者ノ月俸八十圓以上三十圓以下トス

朕明治四十三年勅令第三百二十二號廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四十八號(官報三月二十八日)

明治四十三年勅令第三百二十二號ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十三年八月二十勅令第三百二十二號ハ舊職員在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件ナリ

朕明治四十三年勅令第三百八十八號等中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第四十九號(官報三月二十八日)

明治四十三年勅令第三百八十八號及同年勅令第四百八號中「通信」ヲ「遞信」ニ改メ明治四十三年勅令第四百九號中「通信」ヲ「遞信」ニ「區裁判所」ヲ「地方法院支廳」ニ改メ

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十三年九月三十勅令第三百八十八號ハ交通運送ノ場所ニ在動スル朝鮮總督府通信官職員ノ手當ニ關スル件、同第四百八號ハ朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル出入金、貸出金及貸入金出外現金ノ交互預替及換替ニ關スル件、同第四百九號ハ朝鮮總督ノ指定スル官署ノ經費源切ニ關スル件ナリ

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ朝鮮總督府及其ノ所屬官署職員ノ特別任用ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第五十號(官報三月二十八日)

本令施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限リ朝鮮總督府事務官ハ朝鮮總督府道事務官又ハ朝鮮總督府尹ニ、朝鮮總督府取調局事務官又ハ朝鮮總督府印刷局事務官ハ朝鮮總督府事務官ニ、朝鮮總督府稅關港務官ハ朝鮮總督府港務官ニ、朝鮮總督府道事務官、朝鮮總督府府尹又ハ朝鮮總督府府事務官ハ朝鮮總督府道事務官ニ、文官高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

朝鮮總督府屬、朝鮮總督府取調局屬、朝鮮總督府印刷局書記、朝鮮總督府專賣局書記、朝鮮總督府稅關書記若ハ港吏、朝鮮總督府勸業模範場書記、朝鮮總督府工業傳習所書記又ハ朝鮮總督府通信書記ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限リ文官普通試驗委員ノ銓衡ヲ經テ朝鮮總督府又ハ其ノ所屬官署ノ

屬書記、遞信書記又ハ港吏ニ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ朝鮮總督府通信官署職員特別任用令及明治四十三年勅令第三百八十一號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
海軍大臣 男爵齋藤實  
陸軍大臣 男爵石本新六

勅令第五十一號 (官報 三月二十八日)

朝鮮總督府通信官署職員特別任用令及明治四十三年勅令第三百八十一號中「通信」ヲ「遞信」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十三年九月三十日官報 勅令第三百八十一號ハ朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件ナリ

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ朝鮮總督府臨時土地調查局職員特別任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第五十二號 (官報 三月二十八日)

朝鮮總督府臨時土地調查局職員特別任用令中左ノ通改正ス

第三條第四號及第五號ヲ削ル

第四條 朝鮮總督府臨時土地調查局書記補ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ文官普通試驗委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

一 一年以上朝鮮總督府臨時土地調查局雇員トシテ勤績スル者

二 朝鮮總督府ノ定ムル所ニ依リ土地調査ニ關スル講習ヲ受ケ又ハ朝鮮總督府臨時土地調查局職員養成所ヲ卒業シタル者

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第十二號朝鮮總督府臨時土地調查局職員特別任用令(明治四十四年二月二十五日官報)抄録

第三條 朝鮮總督府臨時土地調查局書記ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ文官普通試驗委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

- 四 朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ土地調査ニ關スル講習ヲ受ケ一年以上朝鮮總督府臨時土地調査員トシテ勤務シタル者
- 五 朝鮮總督ノ設クル土地調査事務員ノ養成所ヲ卒業シタル者

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ朝鮮總督府稅關書記及監視特別任用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第五十三號 (官報 三月二十八日)

朝鮮總督府稅關書記及監視特別任用令

朝鮮總督府稅關書記又ハ朝鮮總督府稅關監視ノ職ニ在ル者ハ文官普通試驗委員ノ銓衡ヲ經テ相互ニ轉任スルコトヲ得

二年以上朝鮮總督府稅關監吏ノ職ニ在ル者ハ文官普通試驗委員ノ銓衡ヲ經テ朝鮮總督府稅關書記又ハ朝鮮總督府稅關監視ニ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ朝鮮公立高等女學校長特別任用ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第五十四號 (官報 三月二十八日)

朝鮮公立高等女學校長ハ一年以上師範學校長官公立中學校長官公立高等女學校長委任教官又ハ委任待遇教員ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ文官高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十三年勅令第三百九十六號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第五十五號 (官報 三月二十八日)

明治四十三年勅令第三百九十六號中左ノ通改正ス

第五條 朝鮮人ニシテ朝鮮總督ノ定メタル試験ニ合格シタル者又ハ京城專修學校官立高等普通學校若ハ朝鮮總督ニ於テ之ト同等以上ト認メタル學校ヲ卒業シタル者ハ特ニ之ヲ朝鮮總督府及其

ノ所屬官署ノ判任文官ニ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

勅令第三百九十六號(明治四十三年九月三十日官報)抄録  
第五條 朝鮮人ニシテ朝鮮總督ノ定メタル試験ニ合格シタル者ハ之ヲ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ノ轉任文官ニ任用スルコトヲ得

除韓國併合記念章制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十八日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第五十六號(官報 三月二十九日)

第一條 韓國併合記念ノ表章トシテ特ニ記念章ヲ設ク

第二條 記念章ノ圖式左ノ如シ

章 黃銅圓形徑一寸輪廓内表面上部ニ菊御紋、兩側緣ニ桐樹及李樹ノ花枝ノ圖、裏面上部ニ明治

四十三年、下部ニ八月二十九日、中央ニ韓國併合記念章ノ文字ヲ識ス

環 銀圓形

綬 織地幅一寸二分、中央紅色、其ノ左右黃色、兩緣白色

記念章ハ綬ヲ以テ左肋ニ佩フ

第三條 記念章ハ左ニ掲グル者ニ之ヲ授與ス

一 韓國併合ノ事業ニ直接關與シタル者及韓國併合ノ事業ニ伴フ要務ニ關與シタル者

二 韓國併合ノ際朝鮮ニ在勤シタル官吏及官吏待遇者歿韓國併合ノ際ニ於ケル韓國政府ノ官吏

及官吏待遇者

三 從前日韓關係ニ於テ功績アリタル者

第四條 左ニ掲グル事項ノ一ニ該當スル者ニハ記念章ヲ授與セス但シ處刑免官又ハ免職ノ後前

條ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 禁錮又ハ禁獄以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 懲戒處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタルトキ

第五條 記念章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ子孫之ヲ保存スルコトヲ得

第六條 記念章ヲ授與セラレヘキ者其ノ授與前死亡シタルトキハ之ヲ其ノ遺族ニ交付シテ保存セ

シム

第七條 記念章ヲ授與セラレタル者ノ名簿ハ賞勳局ニ於テ之ヲ保存ス前條ノ規定ニ依リ記念章ヲ

交付セラレタル者ノ名簿亦同シ

記念章ノ圖

白色	黃色	紅色	綠色	白色
----	----	----	----	----

表



裏





朕專賣局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十八日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第五十七號(官報三月二十九日)

專賣局官制中左ノ通改正ス

第三條中「二千六百四十四人」ヲ「二千五百九十人」ニ、「九百十六人」ヲ「九百一人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十年九月二十勅令第三百四號專賣局官制第三條中二千六百四十四人ハ專任書記九百十六人ハ專任技手ノ定員ナリ

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ沖繩縣ニ衆議院議員選舉法施行ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第五十八號(官報三月三十日)

第一條 沖繩縣ニ衆議院議員選舉法ヲ施行ス

第二條 沖繩縣ノ那覇區首里區ニ於テハ衆議院議員選舉法其ノ他之ニ關スル法令中市トアルハ區市長トアルハ區長市役所トアルハ區役所ニ該當ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務大臣 原 敬

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ沖繩縣ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿調製ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
内務大臣 原 敬

勅令第五十九號(官報三月三十日)

衆議院議員選舉法第百二十二條ニ依リ初テ沖繩縣ニ於テ調製スル衆議院議員選舉人名簿ニ限リ同法第十八條乃至第二十條第二十四條第二十六條及第二十七條ノ期日及期間ヲ左ノ如ク定ム

第十八條第一項ノ選舉資格調査ノ期日ヲ四月一日トシ選舉人名簿送付ノ期限ヲ四月十日トシ同條第二項ノ期限ヲ四月十五日トシ同條第三項ノ選舉資格調査ノ期日ヲ四月一日トシ選舉人名簿調製

ノ期限ヲ四月十五日トス

第十九條ノ期限ヲ四月五日トス

第二十條ノ期間ヲ四月十七日ヨリ七日トス

第二十四條第一項ノ期間ヲ十日以内トス

第二十六條第一項ノ期間ヲ五月六日ヨリ五月十日迄トシ第二項ノ期限ヲ五月十三日トス

第二十七條第一項ノ期日ヲ五月十三日トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕明治三十九年勅令第二百六十五號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第六十號(官報 三月三十日)

明治三十九年勅令第二百六十五號中左ノ通改正ス

第一條第一項第二種第六號中「第二百九十九號ノ四ノ丙ノ二」ヲ「第二百九十九號ノ五ノ丙ノ二」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第二百六十五號(明治三十九年九月二十八日官報)抄録

第一條 關稅定率法第九條第一項ノ規定ニ依リ製造品輸入原料品及之ニ對スル拂戻金ノ率ヲ定ムルコト左ノ如シ

第二種

六 シヤーツ、カラ、カフス又ハ婦人用

關稅定率法第九條第一項ノ規定ニ依リ製造品輸入原料品及之ニ對スル拂戻金ノ率ヲ定ムルコト左ノ如シ  
ノ丙ノ二ニ屬スル亞麻布(心地ヲ除ク)  
百平方メートルニ付四十キログラムヲ  
超エザルモノニシテ五ミリアノール平  
方内ニ於ケル條緯ノ線數  
三十ヲ超エタルモノ

每百斤 金五十二圓

朕明治三十九年勅令第八十七號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第六十一號(官報 三月三十日)

明治三十九年勅令第八十七號中「三八」ヲ「二八」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第八十七號(明治三十九年四月二十四日官報)抄録

關稅稅關官ノ爲大廳省ニ應駐左ノ職員ヲ置キ關稅稅關ニ屬セシム  
一 關 專任三人  
技手 專任十一人

朕海軍造兵廠條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
海軍大臣 男爵齋藤 實

勅令第六十二號 (官報 三月三十日)

海軍造兵廠條例中左ノ通改正ス

第二條中「火藥ヲ電氣ニ關スル兵器器具及火藥ニ」及其ノ請負製造ヲ「並火藥ノ請負製造」ニ改ム

第四條及第八條中「製造部」ノ下ニ「電氣部」ヲ加フ

第五條ノ二「電氣部ニ於テハ電氣ニ關スル兵器器具ノ審査研究ニ關スル事ヲ掌ル

附 則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第五百五十一號海軍造兵廠條例(明治三十年五月二十五日官報)抄錄

第二條 海軍造兵廠ハ兵器ノ製造修理購買火藥ノ審査研究及其ノ請負製造ノ監督其ノ他造兵事業ニ關スル事ヲ掌ル所トス  
第四條 海軍造兵廠ニ製造部火藥部及會計部ヲ置ク

第八條 製造部及火藥部ニ各部長部員及副部員ヲ置キ會計部ニ部長材料庫主管及工場庫主管ヲ置ク

朕海軍探炭所官制改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
海軍大臣 男爵齋藤 實

勅令第六十三號 (官報 三月三十日)

海軍探炭所官制

第一條 海軍探炭所ハ之ヲ福岡縣糟屋郡ニ置キ其ノ支所ヲ山口縣美禰郡ニ置ク

第二條 海軍探炭所ハ海軍大臣ノ指定スル海軍炭山ヲ管轄シ石炭ノ採掘ヲ掌ル

第三條 海軍探炭所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

支所長

主計長

技師

第四條 所長ハ海軍艦政本部長ニ隸シ所務ヲ總理ス

第五條 支所長ハ所長ノ命ヲ承ケ支所ノ事務ヲ掌理ス

- 第六條 主計長ハ所長ノ命ヲ承ケ會計給與及庶務ニ關スルコトヲ掌ル
- 第七條 主計ハ主計長ノ命ヲ承ケ服務ス但シ支所ニ在リテハ支所長ノ命ヲ承ク
- 第八條 技師ハ所長又ハ支所長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第九條 第三條ニ掲クル職員ノ外書記及技手ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム
- 第十條 海軍探炭所ノ定員ハ別表ニ依ル

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

所長	大中佐同相當官	一	書記	四
支所長	中少佐同相當官技師	一	技手	六
主計長	主計中少監	一		
主計		三		
技師		七		
小計		十七		十八
合計		十七		十八

朕海軍煉炭製造所條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
海軍大臣 男爵齋藤 實

勅令第六十四號(官報三月三十日)

海軍煉炭製造所條例

- 第一條 海軍煉炭製造所ハ之ヲ山口縣郡瀨郡ニ置ク
- 第二條 海軍煉炭製造所ハ煉炭ノ製造及供給ヲ掌ル
- 第三條 海軍煉炭製造所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員

軍醫長

主計長

第四條 所長ハ海軍艦政本部長ニ隸シ所務ヲ總理ス

第五條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務又ハ技術ヲ掌ル

第六條 軍醫長ハ所長ノ命ヲ承ケ醫務及衛生ニ關スルコトヲ掌ル

第七條 主計長ハ所長ノ命ヲ承ケ會計給與及庶務ニ關スルコトヲ掌ル

第八條 第三條ニ掲クル職員ノ外海軍兵曹長相當官准士官下士卒及書記技手ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕東北帝國大學官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第六十五號(官報三月三十日)

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「十九人」ヲ「二十八人」ニ改ム

第十條ノ二 東北帝國大學ニ醫學專門部及工學專門部ヲ附屬センメ教授專任三十九人助教專任十五人ヲ置ク

教授ハ委任トシ助教教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

醫學專門部及工學專門部ニ主事及生徒監各一人ヲ置キ專門部教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

專門部主事ハ總長ノ命ヲ承ケ專門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

生徒監ハ專門部主事ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ仙臺醫學專門學校又ハ仙臺高等工業學校ノ教授、助教又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部ノ教授、助教又

ハ東北帝國大學書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

前項ノ規定ニ依リ東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部教授ニ任セラレタル者ニ關シテハ高等官等俸給令第十條第四項ノ適用ニ付前官ノ在職年數ヲ通算ス

〔參照〕

勅令第四百四十七號東北帝國大學官制(明治四十三年十二月二十二日官報)抄錄

第五條第二項

東北帝國大學及分科大學書記ハ通計專任十九人ヲ以テ定ムトス

朕文部省直轄諸學校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第六十六號(官報三月三十日)

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「仙臺醫學專門學校」及「仙臺高等工業學校」ヲ削ル

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕高等官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第六十七號(官報三月三十日)

高等官等俸給令中左ノ通改正ス

第十條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功績アル者ハ各部ヲ通シテ二人ヲ限リ高等官二等ニ陞叙スルコトヲ得

第二十二條中「文部省直轄諸學校教授」ノ次ニ「東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部教授」ヲ加フ

第二十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部教授ニシテ主事ニ補セラレタル者ニハ當分ノ内年俸三千七百圓迄ヲ給スルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕明治四十三年勅令第五百十四號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第六十八號(官報三月三十日)

明治四十三年勅令第五百十四號中左ノ通改正ス

第四條中「前三條ノ規定」ノ下ニ「東北帝國大學附屬醫學專門部、工學專門部」ヲ加フ

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第五百十四號(文部省直轄諸學校教授)(明治四十三年三月二十八日官報)抄録

第四條 前三條ノ規定ハ東北帝國大學農科大學附屬大學理料、土木工學科、林學科、水産學科又ハ臨時教員養成所ノ教授又ハ講師ニ之ヲ準用ス

朕糖業改良事務局官制廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
農商務大臣 男爵牧野伸顯

勅令第六十九號(官報 三月三十日)  
糖業改良事務局官制ハ明治四十五年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

朕明治四十五年法律第十一號施行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 答 御 璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第七十號(官報 三月三十日)

第一條 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ在官年  
數ハ任官ノ月ヨリ起算シ退官ノ月ヲ以テ終トス

第二條 前條ノ學校職員ノ休職中ノ年月數ハ之ヲ在官年月數ニ算入ス

第三條 左ニ掲クル年月數ハ之ヲ在官年月數ヨリ除算ス

- 一 自己ノ便宜ニ依リ退官シタル者又ハ懲戒處分若ハ刑法ノ宣告ニ依リ其ノ官ヲ失ヒタル者ノ  
退官又ハ失官前ノ在官年月數
- 二 恩給又ハ退職料ヲ受ケヘキ官職ニ在ル者ニシテ第一條ノ學校職員ヲ兼ヌルトキハ其ノ兼官  
ノ年月數

第四條 第一條ノ學校職員ノ在官年月數ト通算スルコトヲ得ヘキ官職ノ種類及其ノ通算ニ關シテ  
ハ明治三十二年勅令第二百一號第二條及第三條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收  
入ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第七十一號(官報 三月三十日)

第一條 明治四十五年法律第十一號ニ依リ朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受  
ケサル文官判任以上ノ者ヨリ國庫ニ納ムヘキ金員ハ俸給仕拂ノトキ會計事務ヲ管理スル官吏又  
ハ吏員ニ於テ之ヲ差引クヘシ

第二條 前條ノ規定ニ依リ差引キタル金員ハ會計事務ヲ管理スル官吏又ハ吏員ヨリ毎翌月十日迄  
ニ仕譯書ヲ添ヘ之ヲ收入官吏ニ納付スヘシ

第三條 明治四十五年法律第十一號ニ依リ學校職員ノ俸給ヲ支辨スル國庫ヨリ國庫ニ納ムヘキ金  
員ハ毎年四月十日及十月十日迄ニ共ノ前六月分ヲ金庫ニ拂込ムヘシ

附 則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕關東都督府臨時防疫部官制及明治四十四年勅令第十號廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第七十二號(官報 三月三十日)

關東都督府臨時防疫部官制及明治四十四年勅令第十號ハ明治四十五年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

〔參照〕

明治四十四年三月十七日勅令第十號ハ關東都督府ニ臨時職員増置ノ件ナリ

朕明治四十一年勅令第二百二十八號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月三十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
農商務大臣 男爵牧野伸顯

勅令第七十三號(官報 四月一日)

明治四十一年勅令第二百二十八號中「四人」ヲ「五人」ニ、「六人」ヲ「九人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第二百二十八號(明治四十一年九月二十四日官報)

農務局ノ事務ニ從事セシムル爲農商務省ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

專任 四人 轉任

技手 六人

朕明治四十二年勅令第二百九十一號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望



勅令第七十四號(官報四月一日)

明治四十二年勅令第二百九十一號中「臺灣總督之ヲ定ム」ヲ「百七十八トス」ニ改メ第三項ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

勅令第二百九十一號(明治四十二年十月二十五日官報)  
臺灣總督府地方廳ニ稅務吏ヲ置キ徵稅ノ事務ニ從事セシム  
稅務吏ハ判任トシ其ノ定員ハ臺灣總督之ヲ定ム  
稅務吏ノ月俸ハ十五圓以上三十圓以下トシ地方稅ノ支辨トス

朕船舶内ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月三十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第七十五號(官報四月一日)

船舶内ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニハ別表定ムル所ニ依リ月手當ヲ給與スルコトヲ得其ノ給與細則ハ關東都督之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

官職名	金額
通信書記	三十圓以内
通信技手	二十五圓以内
通信掛記補	二十圓以内

朕交通至難ノ場所ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年三月三十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第七十六號(官報四月一日)  
交通至難ノ場所ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニハ別表定ムル所ニ依リ月手當ヲ給與スルコトヲ得其ノ場所及給與細則ハ關東都督之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

官職名	金額
通信書記	二十圓以内
通信技手	十二圓以内
通信書記補	十圓以内
雇員	十圓以内

朕明治四十四年勅令第百號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
農商務大臣 男爵牧野伸顯

勅令第七十七號(官報四月十日)

明治四十四年勅令第百號中「十六人」ヲ「二十二」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

勅令第百號(明治四十四年四月十一日官報)抄録

山林局ノ事務ニ従事セシムル農商務省ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

局長

專任 十六人 暫任

朕明治四十五年法律第十三號施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
逓信大臣 伯爵林 董  
司法大臣 松田正久  
外務大臣 子爵内田康哉

勅令第七十八號(官報四月十三日)

明治四十五年法律第十三號ハ明治四十五年四月十四日ヨリ之ヲ施行ス

朕明治四十五年法律第十三號ニ依リ運送狀及運送狀ノ副狀ニ記載スヘキ事項等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
逓信大臣 伯爵林 董  
司法大臣 松田正久  
外務大臣 子爵内田康哉

勅令第七十九號(官報 四月十三日)

- 第一條 明治四十五年法律第十三號ニ依リ鐵道又ハ船舶カ露國ノ鐵道又ハ船舶ト物品ノ聯絡運送ヲ爲ス場合ニ於ケル運送狀ニハ左ノ事項ヲ記載シ荷送人之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス
- 一 運送狀作成ノ地及年月日
  - 二 發送驛又ハ發送港及發送運送業者ノ名稱
  - 三 到達驛又ハ到達港
  - 四 荷受人ノ氏名若ハ名稱及住所又ハ運送狀ノ副狀ノ所持人ニ運送品ヲ引渡スヘキトキハ其ノ旨
  - 五 運送品ノ種類、重量又ハ發送鐵道若ハ發送船舶ノ規則ニ依リ之ニ代ルヘキ事項、箇數、荷造ノ種類、記號及番號
  - 六 運送品ノ滅失又ハ毀損ノ場合ニ於テ支拂フヘキ損害賠償ノ最高額ヲ定ムル特別貨率ノ適用ヲ受クヘキトキハ其ノ請求
  - 七 運送品ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益ヲ豫定スルトキハ其ノ金額
  - 八 運送便ノ種類
  - 九 稅關、收稅廳及警察官署ニ對スル手續上必要ナル添附書類ノ目錄
  - 十 代理人ヲシテ稅關手續ニ立會ハシムヘキトキハ其ノ代理人ノ指定
  - 十一 荷送人カ運送貨ヲ支拂ヒ又ハ其ノ概算額ヲ運送業者ニ供託スルトキハ其ノ額
  - 十二 代金引換ヲ委託シ又ハ前貸金ヲ受クヘキトキハ其ノ金額
  - 十三 運送線路ヲ指定スルトキハ其ノ線路

- 十四 稅關手續又ハ警察手續ヲ行フヘキ驛又ハ港ヲ指定スルトキハ其ノ驛又ハ港
  - 十五 荷送人ノ住所
- 運送狀ノ様式ハ鐵道及船舶之ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二條 鐵道又ハ船舶ハ運送品及運送狀ヲ受取リタルトキハ直ニ其ノ年月日ノ表示アル印章ヲ運送狀ニ捺捺スルコトヲ要ス
  - 第三條 運送狀ハ日本文及英文ヲ以テ之ヲ作成スヘシ
  - 第四條 荷送人又ハ荷受人カ運送ニ關シテ鐵道又ハ船舶ニ支拂フヘキ運送貨、附帶料、金共ノ他ノ費用ハ鐵道又ハ船舶之ヲ運送狀ニ記載スヘシ
  - 第五條 運送狀ノ副狀ニハ運送狀ニ記載シタル事項ヲ記載シ鐵道又ハ船舶之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス
- 附則
- 本令ハ明治四十五年四月十四日ヨリ之ヲ施行ス

朕明治四十五年法律第十五號同年法律第十六號及同年法律第十七號施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月十二日

內閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第八十號 (官報 四月十三日)

明治四十五年法律第十五號、同年法律第十六號及同年法律第十七號ハ、明治四十五年四月十五日ニシテ之ヲ施行ス

司法大臣 松田正久  
大藏大臣 山本達雄

朕樺太廳中學校官制ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第八十一號 (官報 四月十三日)

樺太廳中學校官制

第一條 樺太廳中學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長

教諭

生徒監

書記

專任五人内 一人 奏任  
四人 判任

第二條 學校長ハ、教諭ヲ以テ之ニ充ツ、樺太廳長官ノ命ヲ承ケ、校務ヲ掌理シ、所屬職員ヲ監督ス

第三條 教諭ハ、生徒ノ教授ヲ掌ル

第四條 生徒監ハ、教諭ヲ以テ之ニ充ツ、學校長ノ指揮ヲ承ケ、生徒ノ訓育ヲ掌ル

第五條 書記ハ、學校長ノ指揮ヲ承ケ、庶務及會計ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第八十二號 (官報 四月十三日)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第一表中樺太廳ノ部事務官ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

中學校	同	上同	上同	上同	上
教諭	同	同	同	同	同

別表第五表中關東都督府觀測所技師ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

樺太廳中學校教諭	二,100	二,000	1,400	1,300	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200	100	0
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮醫院及濟生院特別會計規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月十三日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第八十三號 (官報 四月十五日)

朝鮮醫院及濟生院特別會計規則

第一條 資金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ之ヲ特別資金トシ其ノ他ノモノハ之ヲ維持資金トス

特別資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ハ特定ノ用途ニ充テ其ノ殘餘ハ該資金ノ増殖ニ充ツヘシ維持資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ハ本會計ニ於ケル一般ノ經費ニ充ツヘシ但シ第十二條ノ規定ニ依リ整理シタル資金ヨリ生スル收入ハ其ノ區分ニ從ヒ當該院ノ經費ニ充ツルモノトス

第二條 資金ハ所管大臣朝鮮總督ヲシテ之ヲ管理セシムヘシ

第三條 資金ニ屬スル現金ハ總テ大藏省預金部ニ寄託スヘシ

第四條 資金ニ屬スル現金ヲ以テ不動產、公債證書其ノ他ノ證券ニ換ヘ又ハ資金ニ屬スル不動產、公債證書其ノ他ノ證券ヲ離權シ若ハ他ノ不動產、公債證書其ノ他ノ證券ニ換ヘムトスルトキハ朝鮮總督ハ所管大臣ヲ經テ大藏大臣ニ協議シ之ヲ定ムヘシ但シ寄附ニ係ル不動產ハ寄附者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ離權スルコトヲ得ス

第五條 資金ニ屬スル現金ノ會計ハ別途ノ歳入歳出トシテ之ヲ整理スヘシ

第六條 資金ニ屬スル現金ノ受入及拂出ニ關スル取扱方ハ朝鮮總督所管大臣ヲ經テ大藏大臣ニ協議シ之ヲ定ムヘシ

第七條 所管大臣ハ歳入歳出豫算決定ノ後朝鮮總督ヲシテ朝鮮總督府醫院、朝鮮總督府道慈惠醫院及朝鮮總督府濟生院ニ區分シ歳入歳出ノ施行豫算ヲ調製セシムヘシ

第八條 所管大臣ハ其ノ年三月三十一日現在ノ資金明細目錄ヲ調製シ毎年度ノ歳入歳出豫算計算書ニ添附スヘシ

第九條 本會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歲入額ヲ以テ仕拂元受高ト爲シ歳出ヲ支出スルハ此ノ仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十條 用途指定ノ費途ニシテ毎年度内ニ支出ヲ終ラサリシモノハ其ノ豫算殘額ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲シタルトキハ所管大臣ハ年度經過後三月内ニ之ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第十一條 毎年度ノ歲計ニ剩餘アルトキハ之ヲ維持資金ニ組入ルヘシ但シ用途指定ニ係ル寄附金ニシテ爾後其ノ支出ヲ要スルモノ又ハ豫算ノ繰越額ニ相當スル金額ハ之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ前項ノ規定ニ依リ用途指定ノ寄附金ヲ維持資金ニ編入セムトスルトキハ寄附者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十二條 前條ノ規定ニ依リ資金ニ編入シタルモノハ施行豫算ノ區分ニ從ヒ朝鮮總督府醫院、朝鮮總督府道慈惠醫院及朝鮮總督府濟生院ニ區分整理スヘシ

第十三條 大藏省ハ本會計ノ主計簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額 額定濟額 收入濟額 不納缺損額 收入未濟額 歳出ノ豫算額 豫算決定後増加額 仕拂元受高仕拂命令濟額 翌年度繰越額 殘額ヲ登記スヘシ

第十四條 金庫出納役ハ支出簿及仕拂元受高差引簿ヲ備ヘ支出簿ニハ歳出ノ豫算額 仕拂命令受領濟額ヲ登記シ仕拂元受高差引簿ニハ仕拂元受高仕拂命令受領濟額 仕拂額ヲ登記スヘシ

第十五條 本令ニ規定セサルモノニ付テハ朝鮮總督府特別會計規則ヲ準用ス

附則

本令ハ明治四十五年度ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮關稅訴訟願審查委員會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月十六日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第八十四號 (官報 四月十七日)

朝鮮關稅訴訟願審查委員會官制

第一條 朝鮮關稅訴訟願審查委員會ハ朝鮮總督ノ監督ニ屬シ朝鮮ニ於ケル關稅及移出入稅ニ關スル訴訟ヲ審查ス

第二條 朝鮮關稅訴訟願審查委員會ハ會長一人委員五人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ朝鮮總督府政務總監、委員ハ朝鮮總督府度支部長官、朝鮮總督府農商工部長官、朝鮮總督府司法部長官、朝鮮總督府勅任參事官及朝鮮總督府司稅局長ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ第二條ノ定員ノ外臨時委員ヲ命スルコトヲ得

前項ノ委員ハ朝鮮總督ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ其ノ指名シタル委員ヲシテ事務ヲ代理セシム

第六條 朝鮮關稅訴訟願審查委員會ニ幹事一人ヲ置ク朝鮮總督ノ奏請ニ依リ朝鮮總督府高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 朝鮮關稅訴訟願審查委員會ニ書記二人ヲ置ク朝鮮總督府判任官ノ中ヨリ朝鮮總督之ヲ命ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕神宮神部署官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
内務大臣 原 敬

勅令第八十五號(官報四月二十二日)

神宮神部署官制

第一條 神宮神部署ハ神宮大宮司ノ管理ニ屬シ大祓及曆ノ製造頒布並臣民ノ奉安ニ關スル事ヲ掌ル  
大祓及曆頒布ノ事務ヲ分掌セシムル爲必要ノ地ニ神宮神部署支署ヲ置ク其ノ名稱位置及管轄區  
域ハ神宮大宮司ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

第二條 神宮神部署ニ左ノ職員ヲ置ク

署長

委任待遇

神部

二人

委任待遇

主事

委任待遇

神部補

十八人

判任待遇

主事補

判任待遇

主事主事補ノ定員ハ神宮大宮司ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

第三條 署長ハ神宮大宮司ノ命ヲ承ケ署務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第四條 署長事故アルトキハ神宮大宮司ハ神部ノ一人ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシム

第五條 神部ハ署長ノ指揮ヲ承ケ署務ヲ分掌ス

第六條 主事ハ神宮神部署支署長ト爲リ署長ノ指揮ヲ承ケ支署ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮  
監督ス

第七條 神部補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第八條 主事補ハ神宮神部署支署ニ分屬シ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九條 署長神部及主事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ神部補及主事補ハ内務大臣  
之ヲ命ス

第十條 神宮神部署職員ノ俸給ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ明治四十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

神部署官制ハ之ヲ廢止ス

朕神宮神部署長ノ官等等級配當ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

内務大臣 原 敬

勅令第八十六號(官報四月二十二日)

神宮神部署長ノ官等等級ハ其ノ年俸額ニ應シ別表ニ依リ文武高等官官等ニ配當ス但シ同官等内ニ  
於テハ文武官吏ノ次席トス

附則

本令ハ明治四十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

神宮神部署長官等配當表

千四百圓以上	千二百圓以上 千四百圓未満	千圓以上 千二百圓未満	千圓未満
四 等	五 等	六 等	七 等

朕神宮司廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
内務大臣 原 敬

勅令第八十七號(官報四月二十二日)

神宮司廳官制中左ノ通改正ス

第十條中「神部署」ヲ「神宮神部署」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕官國幣社及神部署神職任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
内務大臣 原 敬

勅令第八十八號(官報四月二十二日)

官國幣社及神部署神職任用令中左ノ通改正ス

「神部署」ヲ「神宮神部署」ニ改ム

第十條中「補宜及神部補」ヲ「補宜神部補及主事補」ニ改ム

第十一條中「神部署」ヲ「神宮神部署(支署ヲ除ク)」ニ改ム

第十五條ヲ削ル

附 則

本令ハ明治四十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

神宮大麻及曆頒布ノ事務ニ從事シタル者ハ本令施行ノ際ニ限り主事ニ在リテハ高等試験委員、主事補ニ在リテハ尋常試験委員ノ銜衡ヲ經テ之ヲ主事主事補ニ任用スルコトヲ得

第十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ任用セラレタル者ニ之ヲ適用セス

神部署ノ在職年數ハ第十條及第十一條ノ適用ニ付テハ之ヲ神宮神部署ノ在職年數ニ通算ス

(參照)

勅令第二十八號官國幣社及神部署神職任用令(明治三十五年二月十日官報)抄錄  
第十五條 神部署委員及官幣小社波上宮ノ神職ニハ本令ノ規定ヲ適用セス



朕明治三十九年勅令第八十七號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
内務大臣 原 敬

勅令第八十九號(官報四月二十二日)

明治三十九年勅令第八十七號中神部署ヲ「神宮神部署」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

明治三十九年七月十三日勅令第八十七號ハ神宮司廳職員ト神部署職員トノ間ノ轉任ニ關スル件ナリ

朕明治三十一年勅令第八十九號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
内務大臣 原 敬

勅令第九十號(官報四月二十二日)

明治三十一年勅令第八十九號中左ノ通改正ス

第一條中「衛士」ノ下「四十八」ヲ削リ左ノ一項ヲ加フ

衛士ノ定員ハ神宮大宮司ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

第五條 衛士長ハ委任官ノ待遇トシ衛士副長及衛士ハ判任官ノ待遇トス

第五條ノ二 衛士長ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

勅令第八十九號(明治三十一年八月十三日官報)抄録

第一條 神宮ニ左ノ職員ヲ置キ神宮事務ノ事ヲ掌ラシム

衛士 四十人  
第五條 衛士長衛士副長及衛士ハ判任官ノ待遇トス

朕神宮司廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
内務大臣 原 敬

勅令第九十一號(官報四月二十二日)

神宮司廳官制中左ノ通改正ス

第十條中「衛士長」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第三百七十一號神宮司廳官制(明治二十九年十一月三十日官報抄録)  
第十條 大宮司ハ所屬判任官、神宮司、神部、署職員中判任待遇ノ官ニ在ル者及神宮衛士長、衛士、副長、衛士、道頭及警備ヲ内務大臣ニ具狀ス

朕關東都督府通信官署官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第九十二號(官報四月二十二日)

關東都督府通信官署官制中左ノ通改正ス

第六條中「三百六十八人」ヲ「三百七十一人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十一年十月三十日勅令第二百七十五號關東都督府通信官署官制第六條中「三百六十八人」ハ專任通信書記、專任通信技手、專任通信書記補ヲ通シテノ定員ナリ

朕關東都督府中學校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第九十三號(官報四月二十二日)

關東都督府中學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「十八人」ヲ「二十一人」ニ改ム  
「二十二人」ニ改ム  
「二十三人」ニ改ム  
「二十人」ニ改ム  
「二十一人」ニ改ム  
「二十二人」ニ改ム  
「二十三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十二年七月二十日勅令第三十六號關東都督府中學校官制第一條中「十八人」ハ專任教授ノ定員ナリ

朕關東都督府高等女學校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第九十四號(官報 四月二十二日)

關東都督府高等女學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「七人」ヲ「九人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十三年八月二十日勅令第八號關東都督府高等女學校官制第一條中七人ハ專任教諭ノ定員ナリ

朕旅順工科學堂官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第九十五號(官報 四月二十二日)

旅順工科學堂官制中左ノ通改正ス

第二條中「十五人」ヲ「十九人」ニ「十四人」ヲ「十七人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十二年五月十一日勅令第三百三十三號旅順工科學堂官制第二條中十五人ハ專任教諭十四人ハ專任助教授ノ定員ナリ

朕蠶業講習所官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十三日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
農商務大臣 男爵牧野伸顯

勅令第九十六號(官報 四月二十四日)

蠶業講習所官制中左ノ通改正ス

第一條 蠶業講習所ハ二箇所トス農商務大臣ノ管理ニ屬シ蠶絲業ニ關スル講習、講話及研究ニ關

スル事務ヲ掌ル

第二條中「舍監」ヲ「生徒監」ニ改ム

第五條中「舍監」ヲ「生徒監」ニ改メ「技手又ハ書記」ヲ削ル

第八條中「二十二人」ヲ「十七人」ニ「二十一人」ヲ「十七人」ニ「九人」ヲ「八人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

- 勅令第八十九號 警察講習所官制(明治三十二年三月三十一日官報)抄録
- 第一條 警察講習所ハ二箇所トス農商務大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 警察講習所ニ關スル講習
- 二 警察講習所ニ關スル試験及調査
- 三 巡回講話
- 四 警備用布
- 五 質問應答
- 第五條 舎監ハ技師技手又ハ書記ヲ以テ之ニ充テ上官ノ命ヲ承ケ講習生ノ取締ヲ掌ル
- 第八條 警察講習所ヲ通シテ專任技師二十二人專任技手二十一人專任書記九人ヲ以テ定員トス

朕原蠶種製造所官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十三日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
農商務大臣 男爵牧野伸顯

勅令第九十七號(官報 四月二十四日)  
原蠶種製造所官制中左ノ通改正ス

第二條中「十一人」ヲ「十五人」ニ、「十六人」ヲ「三十六人」ニ、「九人」ヲ「十三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十四年五月十一日勅令第九十五號 原蠶種製造所官制第二條中「十一人」ハ專任技師「十六人」ハ專任技手「九人」ハ專任書記ノ定員ナリ

朕陸軍給與令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十六日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
陸軍大臣 男爵上原勇作

勅令第九十八號(官報 四月二十七日)

陸軍給與令中左ノ通改正ス

第七條ノ二中判任官五等ノ者及「ヲ削ル

第九條ニ左ノ一項ヲ加フ

演習ノ爲屯營ヲ離ルルトキ其ノ他必要アルトキハ陸軍大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラス適宜ノ時期ニ於テ其ノ月ノ俸給ヲ給スルコトヲ得

第十條 准士官以上及營外居住下士以下死亡ノトキハ其ノ月末日迄、營内居住下士以下死亡ノト

キハ其ノ旬末日迄ノ俸給ヲ給スルコトヲ得

第十八條ニ左ノ一項ヲ加フ

第十條ノ規定ハ宅料ニ之ヲ準用ス

第三十條ニ左ノ一項ヲ加フ

豫備役後備役下士ニシテ平時部隊ニ在職ノ者准士官ニ任セラレ引續キ在職スルトキハ前項服裝手當半額ヲ給ス

第三十一條中「憲兵」下士上等兵、樂手ヲ「憲兵上等兵」ニ改ム

第三十二條中「病院及被服廠」ヲ「病院、被服廠及運輸部」ニ改ム

第三十三條中「保存期限」ヲ「給與期限」ニ改ム

第三十六條 營外居住ノ下士ニハ第十三表中特ニ必要トスル被服ニ限リ支給又ハ貸與スルコトヲ得

第二十七條 准士官以上營外居住下士及軍屬ニハ地方ノ狀況ニ依リ第十三表中所要ノ特種被服ヲ支給又ハ貸與スルコトヲ得

第四十三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

上長官以上ニシテ初テ乘馬本分ノ職ニ就クトキハ其ノ馬數ニ應シ馬匹手當ヲ給シ其ノ副馬ヲ増加スルトキハ別ニ之ヲ給ス其ノ定額ハ第二十二表ニ依ル

第九表中備考第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

野外演習中自炊ヲ爲ス部隊ニ屬スル准士官以上營外居住下士以下及軍屬並馬丁ニ係ル膳料ハ一人一日金三錢以內ヲ増加スルコトヲ得

第二表乙 召集中給料

區分	月額	區分	月額
曹長並相當官	五圓七十錢	上等兵	一圓八十錢
一等隨工兵	三圓六十錢	兵	三圓三十錢
二等隨工兵	三圓六十錢	樂手	三圓三十錢

伍長並相當官	二圓十錢	一等兵	一圓五十錢
三等隨工兵	二圓十錢	二等兵	一圓五十錢

備考  
豫備役後備役見習士官、同見習主計、同見習醫官、同見習藥劑官、同見習獸醫官ノ給料ハ月額四圓五錢トス

第十三表 下士以下被服

品目	品目
軍帽靴	防寒毛布
軍靴	防寒毛皮
日履拍車	
軍衣袴	防寒外套
夏衣袴	防寒用靴
外袴	防寒用靴
雨履	防寒用靴
作業衣袴	防寒用靴
襪	防寒用靴
襪袴	防寒用靴
手襪	防寒用靴
軍靴	防寒用靴
脚絆	防寒用靴
水筒	防寒用靴

第十四表 備附被服

品目	品目	品目	品目	品目	品目	品目
毛布	單病衣	調馬	馬	外		
包布	病衣	脚	野	作	業	衣
蒲團	給病衣	拍	車	前		
大蒲團	入病衣	手	套	前		
敷布	帶	體	袋	前		
枕	狂病衣	體	袋	前		
大枕	患者	體	袋	前		
蚊帳	患者	體	袋	前		
大蚊帳	足	體	袋	前		
大蚊帳	上	體	袋	前		
馬匹手當	一回	百八十圓	裝飾料	月額	四十九錢	
馬匹購買料	年額	三十圓	馬料	年額	二十五錢	
馬匹保續料	年額	三十六錢	馬料	年額	二十五錢	

第二十二表 馬匹諸定額

品目	品目	品目	品目	品目	品目	品目
馬匹手當	一回	百八十圓	裝飾料	月額	四十九錢	
馬匹購買料	年額	三十圓	馬料	年額	二十五錢	
馬匹保續料	年額	三十六錢	馬料	年額	二十五錢	

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ被服ニ關スル事項ハ明治四十五年度分ヨリ之ヲ施行ス

朕臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十六日

內閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
陸軍大臣 男爵上原勇作

勅令第九十九號（官報 四月二十七日）  
臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中左ノ通改正ス  
第八條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ乘馬本分者ノ馬匹ニ係ル馬糧ハ代金ヲ以テ給スルコトヲ得  
同條第二項中「馬糧及」ヲ削ル  
第九條中「宿舎」ノ下ニ「及家具」ヲ加フ  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十六日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
陸軍大臣 男爵上原勇作

勅令第百號 (官報 四月二十七日)

滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中左ノ通改正ス

「滿洲韓國樺太」ヲ「朝鮮樺太滿洲」ニ改ム

第四條中「滿洲韓國」ヲ「朝鮮滿洲」ニ改ム

第九條 左ノ被服ハ現品ヲ以テ交付シ其ノ保續ニ係ル諸費ハ實費トス

一 臨時派遣部隊及獨立守備大隊所要ノ被服

二 前號ノ外各部隊備附被服但シ重砲兵隊、憲兵隊、軍樂隊及病院ニ係ルモノヲ除ク  
第十七條中「保存期限並給與ノ支給區分」ヲ「給與期限及支給區分」並給與ノ「ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ被服ニ關スル事項ハ明治四十五年度分ヨリ之ヲ施行ス

朕清國駐劄陸軍部隊給與令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十六日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
陸軍大臣 男爵上原勇作

勅令第百一號 (官報 四月二十七日)

清國駐劄陸軍部隊給與令中左ノ通改正ス

第三條第二項ヲ削ル

第四條中「准士官以上高等文官並下士以下」ヲ「軍人軍屬文官、兼任待遇者及  
兼任待遇者ニ限ル」ニ改ム

第七條中「宿舍」ノ下ニ「及家具」ヲ加フ

別表中下士ノ項ヲ左ノ如ク改メ備考ノ項ヲ削ル

下 士 兼任文官同待遇者 四 圖

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕防疫職員官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
内務大臣 原 敬

勅令第三百二號(官報四月三十日)

防疫職員官制

第一條 傳染病豫防ノ事務ニ從事セシムル爲内務省ニ左ノ職員ヲ置ク

防疫官 專任十七人 奏任

防疫官補 專任六十九人 判任

第二條 防疫官及防疫官補ハ内務大臣ノ指定シタル廳府縣ニ配屬シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ指揮監督ヲ承ケ當該廳府縣ノ傳染病豫防事務ヲ分掌ス

内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ防疫官及防疫官補ヲシテ臨時内務省ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第三條 内務大臣ハ傳染病豫防上特ニ必要ト認ムルトキハ臨時廳府縣ニ防疫員及防疫監吏ヲ置クコトヲ得

防疫員及防疫監吏ハ判任官ノ待遇トス上官ノ命ヲ承ケ傳染病豫防ノ事務ニ從事ス

防疫員及防疫監吏ヲ置クヘキ廳府縣及其ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

第四條 内務大臣ハ特ニ必要ト認ムルトキハ傳染病豫防事務ニ關シ意見ヲ開陳セシムル爲廳府縣ヲ指定シテ臨時防疫評議員ヲ置クコトヲ得

防疫評議員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條 防疫員防疫監吏及防疫評議員ニハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ手當ヲ支給ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年勅令第九十七號、明治三十六年勅令第二號、同年勅令第七十八號、明治三十八年勅令第二百四十二號及同年勅令第二百八十二號ハ之ヲ廢止ス

〔參照〕

明治三十三年三月三十一日勅令第九十七號ハ廳府縣ニ臨時防疫官設置、同三十六年一月二十日勅令第二號ハ警視廳ニ臨時防疫員設置、同十一月七日勅令第七十八號ハ神奈川縣ニ臨時防疫員設置、同三十八年十一月二十日勅令第二百四十三號ハ大阪府及兵庫縣ニ臨時防疫職員設置、同九月廿四日勅令第二百八十二號ハ山口縣ニ臨時防疫職員設置ノ件ナリ

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三百三號(官報四月三十日)

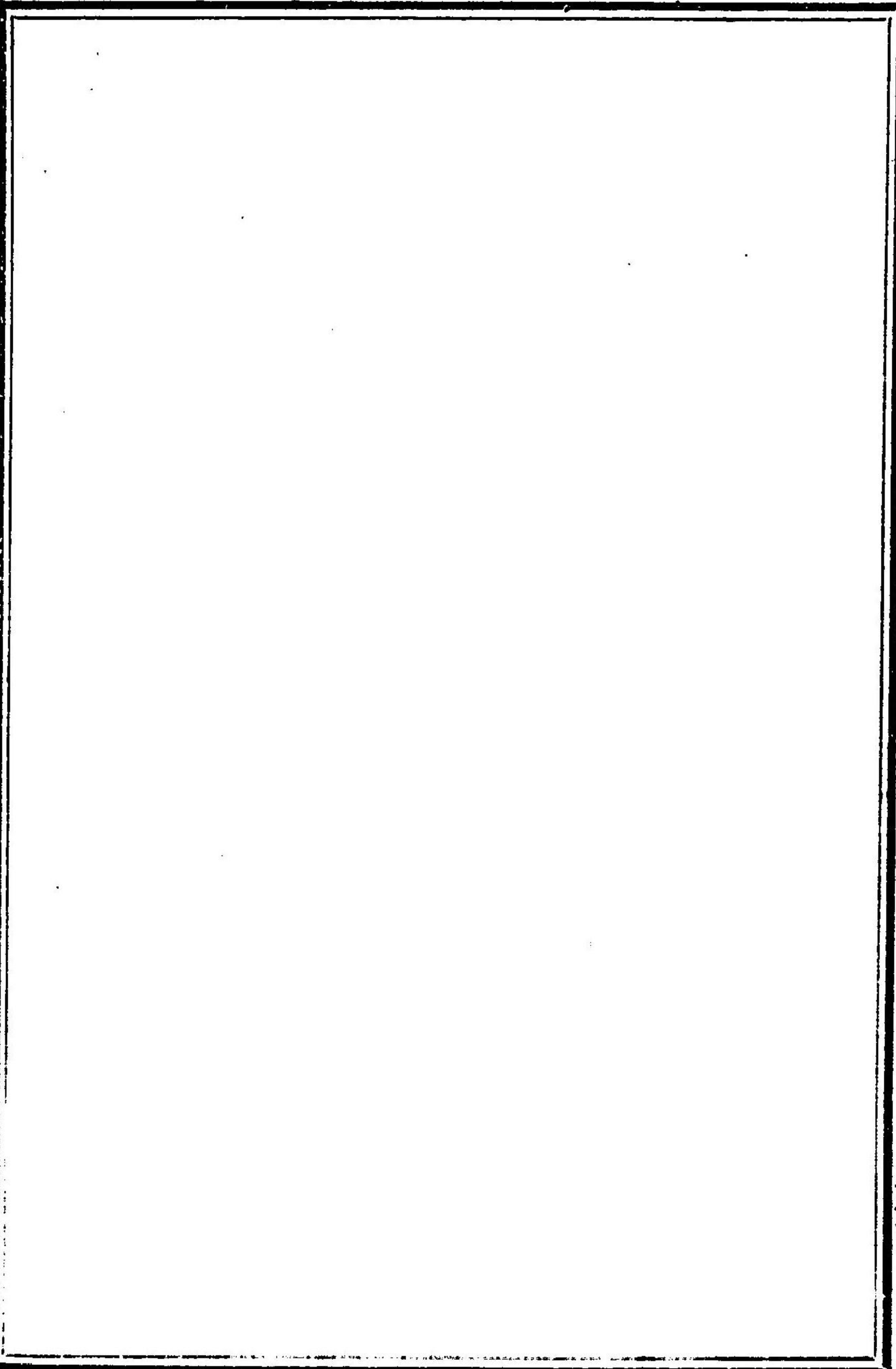
高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十七條中「臨時檢疫事務官」ノ次ニ「防疫官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス





朕臘虎臘豚獸保護ニ關スル臨時職員設置ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年四月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
農商務大臣 男爵牧野伸顯

勅令第四百四號 (官報 五月一日)

臘虎臘豚獸保護ニ關スル事務ヲ掌理セシムル爲農商務省ニ臨時左ノ職員ヲ置キ水産局ニ屬セシム

技師 專任 一人

技手 專任 一人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕明治四十三年勅令第四百九號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第四百五號 (官報 五月八日)

明治四十三年勅令第四百九號中左ノ通改正ス

第一條中「税關監視署」ノ下ニ「測候所」ヲ加フ

附 則

本令ハ明治四十五年度分ヨリ之ヲ適用ス

〔参照〕

勅令第四百九號 (明治四十三年九月三十日官報)抄録

第一條第一項

朝鮮總督ハ其ノ特ニ指定シタル選信官署、地方法院支團、醫務官署、税關監視署、郡及市ニ限リ經費ノ一部ヲ渡切ツ以テ當該吏員ニ交付スルコトヲ得

朕臺灣總督府國語學校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年五月八日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四百六號 (官報 五月九日)

臺灣總督府國語學校官制中左ノ通改正ス

第四條中「二十人」ヲ「二十一人」ニ改ム

第五條中「十人」ヲ「十一人」ニ改ム

第七條中「五人」ヲ「六人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

勅令第二百四十二號臺灣總督府國語學校官制 (明治三十年七月二十一日官報)抄録

第四條第二項

助教授ハ專任二十人判任トス教授ノ職務ヲ助ク

第五條 教諭ハ專任十人判任トス附屬學校生徒ノ教授ヲ掌ル

第七條 書記ハ專任五人判任トス學校長ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

朕臺灣總督府中學校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年五月八日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四百七號 (官報 五月九日)

臺灣總督府中學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「三十三人」ヲ「三十六人」ニ「二十四人」ヲ「二十七人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

明治四十年 五月二十 勅令第百六號 臺灣總督府中學校官制第一條中三十三人内九人兼任八席任教授ノ定員ナリ

朕臺灣總督府高等女學校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月八日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第百八號 (官報 五月九日)

臺灣總督府高等女學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「十四人」ヲ「十六人」ニ「十二人」ヲ「十四人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

明治四十二年 三月二十 勅令第百四十七號 臺灣總督府高等女學校官制第一條中十四人内十二人兼任八席任教授ノ定員ナリ

朕明治四十五年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第百九號 (官報 五月十一日)

明治四十五年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途左ノ通之ヲ定ム

退官及死亡賜金	官吏療手治料	死傷及手治料	賠償金及訴訟費	地所家屋公課	外務本省在外公館及關東都督府電信料	常設仲裁裁判所費分擔金	旅券用紙製遺費	在外國難民貸與金	衛生試驗所依頼試驗用諸費	阿片	血清類及痘苗調製及配送費	血清類及痘苗調製及配送費	度量衡檢定出張旅費	入營附添人檢丁及新兵旅費
---------	--------	--------	---------	--------	-------------------	-------------	---------	----------	--------------	----	--------------	--------------	-----------	--------------

從價稅品買上代	稅關臨時勤勞手當費	行政裁判檢旅費	貴族院及衆議院議案類印刷費	議員及旅費	傳染病豫防檢疫諸費	小笠原島伊豆七島朝鮮總督府臺灣總督府及樺太廳傳染病豫防費	難破物除却費	遺失物及相續人曠缺財產收得費	囚人及刑事被告人押送及留置諸費	病牛撲殺及消毒諸費	行政處分強制費	警察分署賞與費	褒賞恩賜及救助費	巡查恩賜及救助費	巡查看守衛及警查給助	傳染病豫防費補助	海港檢支辨金	警察費連帶支辨金
---------	-----------	---------	---------------	-------	-----------	------------------------------	--------	----------------	-----------------	-----------	---------	---------	----------	----------	------------	----------	--------	----------

陸軍退養賜金	陸軍供養費	陸軍一年志願兵及幼年學校自費生諸費	陸軍糧米費及馬糧費	陸軍犯罪人押送者及滿刑復歸旅費	陸軍刑事臨檢旅費	陸軍傳染病豫防及消毒諸費	陸軍災救助基金補助	輸出入替金及缺損補填金	諸拂辰立替金及缺損補填金	仕拂命令及保管金引出切符用紙製造費	貨幣交換差金	市町村及面交付金	印紙類查處分費	災害地調查處分費	租稅法規及專賣法規犯則者租稅滯納處分費	所得稅營業稅及相續稅調查費	收容貨物及無請求品處分費
--------	-------	-------------------	-----------	-----------------	----------	--------------	-----------	-------------	--------------	-------------------	--------	----------	---------	----------	---------------------	---------------	--------------



朝鮮總督府 陸結土 發見者賞與金  
 朝鮮總督府 土地家屋證明諸費  
 朝鮮總督府 地方費 賦課金取扱費  
 朝鮮總督府 水道事業費  
 朝鮮總督府 稅關 請願 派 出 官 吏 費  
 朝鮮總督府 通信事業用 證 票 類 製 造 費  
 朝鮮醫院及濟生院 竝 臺 灣 總 督 府 醫 院 患 者 費  
 臺灣總督府 度量衡 材 料 購 買 費  
 臺灣總督府 關東都督府及樺太廳 遞 信 事 業 用 切 手 類 製 造 及 買 戻 費  
 臺灣總督府 電 氣 作 業 補 充 費  
 關東都督府 留 置 人 賄 費  
 關東都督府 郵便及電報取扱手数料  
 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕明治四十一年勅令第二百六十九號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月十五日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
 大藏大臣 山本達雄  
 陸軍大臣 男爵上原勇作

勅令第百十號(官報五月十六日)

明治四十一年勅令第二百六十九號中六月以内ノ延納ニシテテヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第二百六十九號(明治四十一年十月二十六日官報)抄録  
 砲兵工廠ノ製品ノ代金ハ一年六月以内ヲ限リ其ノ延納ヲ許可スルコトヲ得  
 前項ノ場合ニ於テハ右價證券ヲ擔保トシテ提供セシムルニ限リ六月以内ノ延納ニシテ擔保ヲ提供セシムルノ必要ナシトス  
 本令トキハ此ノ限ニ在ラス

朕美術審査委員會官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月十五日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
 文部大臣 長谷場純孝

勅令第百十一號(官報五月十六日)

美術審査委員會官制中左ノ通改正ス

第三條 削除

第六條 美術審査委員會ハ之ヲ左ノ三部ニ分チ委員ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ共ノ一ニ屬ス

第一部 日本畫

第二部 西洋畫

第三部 彫刻

文部大臣必要ト認ムルトキハ部ヲ科ニ分ツコトヲ得此ノ場合ニ於テハ委員ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ科ノ一ニ屬ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

現ニ委員タル者ハ本令施行ノ日ニ於テ解任セラレタルモノトス

〔參照〕

勅令第二百二十號美術審査委員會官制(明治四十年六月六日官報)抄録

第三條 委員ノ任期ハ一年トス

第六條 美術審査委員會ハ左ノ三部ニ分チ委員ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ一ニ屬ス但シ他ノ部員ヲ兼テ得

第一部 日本畫

第二部 西洋畫

第三部 彫刻

除營業獎勵ニ關スル事務ニ從事セシムル爲臺灣總督府ニ臨時職員ヲ置クノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月十五日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第百十二號(官報五月十六日)

營業獎勵ニ關スル事務ニ從事セシムル爲臺灣總督府ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

技師 專任二人

屬 專任九人

技手

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

除明治三十六年勅令第四百十五號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月十五日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第百十三號(官報五月十六日)

明治三十六年勅令第四百十五號第二條中「二人」ヲ「三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第四百十五號(明治三十六年九月二十八日官報)抄註  
第三條第一項  
一 防護事務官の兼任一人 防護醫官の兼任二人 各兼任トシ 防護醫官ハ兼任ノ待遇トス

朕臺灣總督府鐵道部官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月十五日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四百十四號(官報五月十六日)

臺灣總督府鐵道部官制中左ノ通改正ス

第二條中「二百四十八人」ヲ「二百五十六人」ニ「七十九人」ヲ「八十八人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治三十二年十一月八日勅令第四百二十六號臺灣總督府鐵道部官制第二條中二百四十八人ハ兼任技師七十九人ハ兼任技師ニ定員ナリ

朕臺灣總督府郵便局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月十五日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四百十五號(官報五月十六日)

臺灣總督府郵便局官制中左ノ通改正ス

第四條中「四百九十四人」ヲ「四百九十八人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十年四月三十日勅令第四百六十一號臺灣總督府郵便局官制第四條中四百九十四人ハ兼任通信員、通信技師、通信小使シテノ定員ナリ

朕明治四十四年勅令第四百九十七號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第四百十六號(官報五月十八日)

明治四十四年勅令第四百九十七號中左ノ通改正ス



附則第二項及第三項ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

勅令第九十七號(明治三十九年十月二十日)及勅令第二百六十五號(明治四十四年七月十四日)官報抄録  
附則第二項及第三項

第一種原料品ニ對スル拂戻金ハ明治四十五年六月三十日迄ニ輸出スル製造品ニ付テハ従前ノ拂戻金定率ニ依ル  
洋金又ハ金骨ノ原料鋼線(銅リボン)鐵板鋼板及掛時計又ハ匠時計ノ原料鐵線ニシテ明治四十五年六月三十日迄ニ其ノ製  
造品ヲ輸出スルモノニ對シテハ左ニ定ムル所ニ依リ輸入税ノ拂戻ヲ爲ス  
一 洋金又ハ金骨 金一圓ヲ就セサル鐵線 每百斤 金一圓  
銅リボン 同 金一圓五十錢  
鐵板及鋼板 同 金二十九錢

二 掛時計又ハ匠時計 金一圓ヲ就セサル鐵線 同 金五十錢

朕工場抵當法ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十四日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
司法大臣 松田正久

勅令第四百十七號(官報五月二十五日)  
工場抵當法ハ之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ明治四十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕禁獵交付金査定委員會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
農商務大臣 男爵牧野伸顯

勅令第四百十八號(官報五月二十八日)

禁獵交付金査定委員會官制

第一條 禁獵交付金査定委員會ハ農商務大臣ノ監督ニ屬シ明治四十五年法律第二十二號第二條第  
二項ニ規定シタル事項ヲ議決ス

第二條 禁獵交付金査定委員會ハ委員長一人及委員六人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 委員長ハ農商務次官ヲ以テ之ニ充テ委員ハ農商務省高等官三人大藏省高等官二人及逓信  
省高等官一人ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ第二條定員ノ外臨時委員ヲ命ズルコトヲ得

第五條 委員及臨時委員ハ農商務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六條 委員長ハ會務ヲ總理シ會議ノ結果ヲ農商務大臣ニ具申ス

第七條 禁獵交付金査定委員會ニ書記三人ヲ附キ農商務省判任官中ヨリ委員長之ヲ命ス  
書記ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕關稅定率法第六條ニ依ル米及稊ノ輸入稅率ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第一百十九號 (官報 五月二十八日)

關稅定率法第六條ノ規定ニ依リ米及稊ノ輸入稅率ヲ明治四十五年十月三十一日迄每百斤四十錢トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕東京帝國大學官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第一百二十號 (官報 五月三十日)

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「百五十六人」ヲ「百六十二人」ニ改ム

第八條中「六十六人」ヲ「六十八人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第二百十號東京帝國大學官制(明治三十年六月二十二日官報)抄録

第七條第二項

教授ハ專任百五十六人兼任又ハ勅任トス各分科大學ニ區ク所ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第八條第一項

助教授ハ專任六十六人兼任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

朕京都帝國大學官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

勅令第二百二十一號 (官報 五月三十日)  
京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「九十四人」ヲ「九十九人」ニ改ム

第九條中「六十五人」ヲ「六十六人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第二百十一號 京都帝國大學官制 (明治三十年六月二十二日官報) 抄録

第七條第一項

教授ハ專任九十四人兼任又ハ勅任トス各分科大學ニ置ク所ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第九條 助手ハ專任六十五人聘任トス教授助教ノ指揮ヲ承ケ學術技能ニ關スル職務ニ服ス

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

朕東北帝國大學官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第二百二十二號 (官報 五月三十日)

東北帝國大學官制中左ノ通改正ス

第三條中「一人」ヲ「二人」ニ改ム

第七條中「三十五人」ヲ「三十六人」ニ改ム

第八條中「十七人」ヲ「十九人」ニ改ム

第九條中「三十四人」ヲ「三十六人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第四百四十七號 東北帝國大學官制 (明治四十三年十二月二十二日官報) 抄録

第三條 事務官ハ專任一人兼任トス總長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ管理ス

第七條第一項

教授ハ專任三十五人兼任又ハ勅任トス各分科大學ニ置ク所ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第八條第一項

助教ハ專任十七人兼任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ從事ス

第九條 助手ハ專任三十四人聘任トス教授助教ノ指揮ヲ承ケ學術技能ニ關スル職務ニ服ス

朕九州帝國大學官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第百二十三號 (官報五月三十日)

九州帝國大學官制中左ノ通改正ス

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

學生監ハ專任一人奏任トス

第五條中「十七人」ヲ「二十八」ニ改ム

第七條中「三十九人」ヲ「四十人」ニ改ム

第八條中「十七人」ヲ「二十八」ニ改ム

第九條中「五十六人」ヲ「六十六人」ニ改ム

第十三條中「四人」ヲ「五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第四十三號九州帝國大學官制(明治四十四年三月三十一日官報)抄録

第四條第一項

學生監ハ帝國大學又ハ分科大學ノ高等官ノ中ヨリ之ニ兼任ス

第五條第二項

九州帝國大學及分科大學書記ハ通計專任十七人ヲ以テ定員トス

第七條第一項

教授ハ專任三十九人奏任又ハ勅任トス各分科大學ニ配ク所ノ講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第八條第一項

助教ハ專任十七人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ從事ス

第九條

助手ハ專任五十六人判任トス教授助教ノ指揮ヲ承ケ學術技藝ニ關スル職務ニ服ス

第十三條第一項

醫科大學附屬醫院ニ差配手專任四人ヲ置テ判任トス

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第百二十四號 (官報五月三十日)

明治二十六年勅令第九十三號中左ノ通改正ス

法科大學ノ部「統計學」ノ次ニ「商業學」三講座ヲ加ヘ工科大學ノ部「探礦學」ノ下ニ「鑛學」ヲ「三講座」ニ改ム

農科大學ノ部「畜産學」ノ下ニ「一講座」ヲ「二講座」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治二十六年九月八日勅令第九十三號ハ東京帝國大學各分科大學ニ於ケル講座ノ種類及其ノ數ヲ定ムル件ナリ

朕明治三十六年勅令第六十八號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第二百二十五號 (官報 五月三十日)

明治三十六年勅令第六十八號中左ノ通改正ス

法科大學ノ部「政治學政治史」ノ下「一講座」ヲ「二講座」ニ、「行政法」ノ下「一講座」ヲ「二講座」ニ、「京都醫科大學」ヲ「醫科大學」ニ、「京都醫科大學」ノ部「生理學」ノ下「一講座」ヲ「二講座」ニ改メ、「福岡醫科大學」ノ部ヲ削リ、「文科大學」ノ部「哲學」ノ下「三講座」ヲ「四講座」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治三十六年三月三十日勅令第六十八號ハ京都帝國大學法科大學醫科大學文科大學及理工科大學講座ノ件ナリ

朕明治四十年勅令第二百四十號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第二百二十六號 (官報 五月三十日)

明治四十年勅令第二百四十號中左ノ通改正ス

〔林學〕ノ次ニ「林政學及森林管理學」一講座ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十年六月二十日勅令第二百四十號ハ東北帝國大學農科大學ノ講座ニ關スル件ナリ

朕明治四十四年勅令第四十七號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第二百二十七號 (官報 五月三十日)

明治四十四年勅令第四十七號中左ノ通改正ス

〔敬學〕ノ下「二講座」ヲ「三講座」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十四年三月三十日勅令第四十七號ハ東北帝國大學理科大學ノ講座ニ關スル件ナリ

朕明治四十四年勅令第四十八號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第二百二十八號(官報五月三十日)

明治四十四年勅令第四十八號中左ノ通改正ス

「數學及力學」ノ次ニ物理學一講座「化學」一講座「材料強弱學」一講座「應用地質學」一講座「建築學」一講座ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十四年三月三十日勅令第四十八號ハ九州帝國大學工科大学ノ講座ニ關スル件ナリ

除九州帝國大學醫科大學ノ講座ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第二百二十九號(官報五月三十日)

九州帝國大學醫科大學ニ於ケル講座ノ種類及其ノ數ヲ定ムルコト左ノ如シ

解剖學	三講座
病理學	二講座
藥物學	一講座
生理學	一講座
醫化學	一講座
內科學	三講座
婦人科學、產科學	一講座
小兒科學	一講座
外科學	二講座
整形外科學	一講座
皮膚病學、微菌學	一講座
精神病學	一講座
衛生學	二講座
眼科學	一講座
法醫學	一講座

耳鼻咽喉科學

一講座

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕文部省直轄諸學校職員定員令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第三百三十號 (官報 五月三十日)

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ項教授ノ欄「五十一人」ヲ「五十二人」ニ、教諭ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、助教ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、助教諭ノ欄「八人」ヲ「七人」ニ、訓導ノ欄「二十二」ヲ「二十四」ニ、廣島高等師範學校ノ項助教諭ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、東京女子高等師範學校ノ項教授ノ欄「二十七人」ヲ「二十八人」ニ、助教ノ欄「八人」ヲ「九人」ニ、助教諭ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、訓導ノ欄「二十一」ヲ「二十二」ニ、奈良女子高等師範學校ノ項教授ノ欄「二十二」ヲ「二十六」ニ、助教諭ノ欄「十人」ヲ「十一人」ニ、改メ保母ノ欄「四人」ヲ加ヘ盛岡高等農林學校ノ項助教授ノ欄「十一人」ヲ「十二人」ニ、上田蠶絲專門學校ノ項教授ノ欄「六人」ヲ「十四人」ニ、助教授ノ欄「四人」ヲ「十人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、長崎高等商業學校ノ項助教授ノ欄「八人」ヲ「九人」ニ、山口高等商業學校ノ項教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、

ニ、小樽高等商業學校ノ項教授ノ欄「六人」ヲ「十二人」ニ、助教授ノ欄「三人」ヲ「七人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「五人」ニ、第一高等學校ノ項教授ノ欄「四十二人」ヲ「四十三人」ニ、第三高等學校ノ項教授ノ欄「三十五人」ヲ「三十六人」ニ、千葉醫學專門學校ノ項教授ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、岡山醫學專門學校ノ項教授ノ欄「十五人」ヲ「十六人」ニ、金澤醫學專門學校ノ項教授ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、長崎醫學專門學校ノ項教授ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、新潟醫學專門學校ノ項教授ノ欄「十四人」ヲ「十六人」ニ、助教授ノ欄「五人」ヲ「七人」ニ、東京高等工業學校ノ項助教授ノ欄「二十八人」ヲ「二十九人」ニ、大阪高等工業學校ノ項教授ノ欄「二十四人」ヲ「二十五人」ニ、名古屋高等工業學校ノ項教授ノ欄「十七人」ヲ「十八人」ニ、熊本高等工業學校ノ項助教授ノ欄「六人」ヲ「八人」ニ、米澤高等工業學校ノ項教授ノ欄「十人」ヲ「十五人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、秋田礦山專門學校ノ項教授ノ欄「八人」ヲ「十二人」ニ、助教授ノ欄「六人」ヲ「十人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、東京外國語學校ノ項教授ノ欄「二十三」ヲ「二十四」ニ、東京美術學校ノ項教授ノ欄「二十人」ヲ「二十七人」ニ、東京雙葉學校ノ項訓導ノ欄「十二人」ヲ「十四人」ニ、改メ仙臺醫學專門學校及仙臺高等工業學校ノ項ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月二十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三百三十一號 (官報 五月三十日)

臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中左ノ通改正ス

第一條中「十四人」ヲ「十六人」ニ、「地方法院檢察官」ノ下「五人」ヲ「六人」ニ改ム

第二條中「百六十四人」ヲ「百七十一人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第六百六十七號臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令(明治四十三年三月二十八日官報)抄録

第一條 臺灣總督府法院判官檢察官ノ各職ニ付其ノ專任定員官等及俸給ヲ定ムルコト左ノ如シ

地方法院判官 十四人 兼任 五級俸以下

第二條 書記長、書記、通譯ノ定員ハ左ノ如シ

書記 專任 百六十四人

朕臺灣總督府監獄官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月三十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三百三十二號 (官報 五月三十一日)

臺灣總督府監獄官制中左ノ通改正ス

第二條中「四十二人」ヲ「四十五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治三十三年九月八日勅令第三百五十九號臺灣總督府監獄官制第二條中四十二人ハ專任監吏、通譯ヲ選シテ之ヲ定員ナリ

朕明治三十九年勅令第四百二十二號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年五月三十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三百三十三號 (官報 五月三十一日)

明治三十九年勅令第四百二十二號中左ノ通改正ス

第十一條ノ二 會社カ一年ヲ營業年度ト定ムル場合ニ於テハ政府カ之ニ對シ利益配當ノ補給ヲ爲スヘキ期間内會社ハ其ノ營業年度經過前一回ヲ限リ一定ノ時期ニ於テ日清兩國政府以外ノ株主

ニ對シ其ノ拂込金額ニ最高補給率ノ半ヲ乘シタル金額ヲ分配スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ分配シタル金額ハ當該營業年度ノ計算ニ付テハ之ヲ會社財產ト看做シ株主ノ異動ニ拘ラス其ノ計算ニ基キ日清兩國政府以外ノ株主ニ配當スル金額ヨリ之ヲ控除ス

第十一條ノ二ヲ第十一條ノ三ニ、第十一條ノ三ヲ第十一條ノ四ニ改ム



附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

勅令第四百四十二號(明治三十九年六月八日官報)抄録  
第十一條ノニ 會社カ社債ヲ募集スルトキハ數同ニ分チテ其ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ得  
社債總額ハ拂込株金額ノ二倍ニ至ルコトヲ得但シ其ノ額ハ資本總額ヲ超過スルコトヲ得ス

朕明治三十九年勅令第五十八號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年六月十一日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
農商務大臣 男爵牧野伸顯

勅令第三百二十四號(官報六月十二日)

明治三十九年勅令第五十八號中「五十七人」ヲ「六十三人」ニ「七百十八人」ヲ「七百一人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

勅令第五十八號(明治三十九年三月三十一日)抄録  
山林事務ニ從事セシムル爲農商務省及林區署ニ臨時左ノ職員ヲ置ク  
林務技師 專任 五十七人(其ノ一人ヲ專任トシテ)  
林務技師 專任 五十七人(其ノ一人ヲ專任トシテ)  
林務技師 專任 五十七人(其ノ一人ヲ專任トシテ)  
林務技師 專任 五十七人(其ノ一人ヲ專任トシテ)  
林務技師 專任 五十七人(其ノ一人ヲ專任トシテ)  
林務技師 專任 五十七人(其ノ一人ヲ專任トシテ)  
林務技師 專任 五十七人(其ノ一人ヲ專任トシテ)  
林務技師 專任 五十七人(其ノ一人ヲ專任トシテ)  
林務技師 專任 五十七人(其ノ一人ヲ專任トシテ)  
林務技師 專任 五十七人(其ノ一人ヲ專任トシテ)  
林務技師 專任 五十七人(其ノ一人ヲ專任トシテ)

朕明治四十五年法律第二十一號ヲ朝鮮臺灣及樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年六月十一日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三百三十五號(官報六月十二日)

明治四十五年法律第二十一號ハ之ヲ朝鮮臺灣及樺太ニ施行ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

明治四十五年四月二十日法律第三十一號ハ鐵道敷設權廢止ニ關スル件ナリ

朕明治四十一年勅令第二百八十七號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年六月十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第三百三十六號(官報六月十三日)

明治四十一年勅令第二百八十七號中「國債」ヲ「國債、帝國鐵道會計法第二條ノ二ノ證券及大藏省造

券ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

明治四十一年八月二十日勅令第二百八十七號ハ政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價額ニ關スル件ナリ

朕明治四十五年法律第二十三號ニ依ル石炭採掘ノ許可ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年六月二十一日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三百三十七號(官報六月二十二日)

第一條 明治四十五年法律第二十三號ニ依ル石炭採掘ノ許可ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 競争入札ニ加入セムトスル者ハ鑛業法ニ依リ鑛業權者ト爲ルコトヲ得ル者ニシテ直接國

稅年額千圓以上ヲ納メ且一年五萬噸以上ノ石炭ヲ產出スル鑛區ヲ二年以上經營シタル者ニ限ル

前項ノ外樺太廳長官ハ必要ト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ特ニ競争入札加入者ノ資格ヲ

定ムルコトヲ得

第一項ノ直接國稅ノ種類ハ樺太廳長官之ヲ定ム

第三條 樺太廳長官ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スト認メタル者ハ爾後二年間競争入札ニ加入スル

コトヲ得ス

一 競争ニ際シ入札金額ヲ低落スルノ目的ヲ以テ連合ヲ爲シタル者

二 競争ノ加入ヲ妨害シ又ハ落札者ノ義務履行ヲ妨害シタル者

三 自己ノ資ニ歸スヘキ事由ニ因リ鑛業權取消ノ處分ヲ受ケタル者

第四條 競争入札ハ指名競争ノ場合ヲ除クノ外其ノ入札期日ヨリ少クトモ四月前ニ官報及新聞紙

ニ公告シテ之ヲ行フヘシ

第五條 前條ノ公告ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

- 一 採掘ヲ許可スヘキ區域及坪數
- 二 許可ニ條件ヲ付スルトキハ其ノ條件又ハ之ヲ示スヘキ方法
- 三 入札及開札ノ場所日時
- 四 入札保證金額

第六條 競争入札ニ加入セムトスル者ハ現金又ハ有價證券ヲ以テ入札保證金ヲ納付スヘシ

前項有價證券ノ種類及其ノ擔保價格ハ樺太廳長官之ヲ定ム

第七條 入札ハ一旦提出シタル入札書ノ引換變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 入札人競争ニ際シ入札金額ヲ低落スルノ目的ヲ以テ連合ヲ爲シタリト認ムルトキハ當該官吏ハ入札ヲ中止スヘシ既ニ入札後ナルトキハ其ノ入札全部ヲ無効トス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ入札ハ之ヲ無効トス

- 一 競争入札ニ加入スルノ資格ナキ者
- 二 入札ニ關シ不正ノ所爲アリタル者
- 三 代理人ニ依リ入札スル場合ニ於テ其ノ代理權ヲ證明セサル者
- 四 入札保證金ヲ納付セサル者
- 五 自己ノ爲ニスルト他人ノ爲ニスルトヲ問ハス一人ニテ二以上ノ入札ヲ爲シタル者
- 六 入札書中必要ナル事項ヲ明確ニ記載セサル者

第十條 開札ハ入札人ノ面前ニ於テ之ヲ行フヘシ入札人出席セサルトキハ入札ニ關係ナキ官吏ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ

第十一條 樺太廳長官ノ豫定シタル金額以上ノ最高額ノ入札ヲ爲シタル者ハ之ヲ落札者トス但シ同額ノ入札ヲ爲シタル者二人以上アルトキハ直ニ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定メ抽籤スヘキ者出席セサルトキハ立會官吏ヲシテ抽籤セシムヘシ

第十二條 開札ノ結果落札者ナキトキハ直ニ出席入札人ヲシテ再度入札セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ再度入札ニ付スルモ尙落札者ナキトキハ指名競争ニ付スルコトヲ得但シ之カ爲當初定メタル採掘區域ノ入札豫定金額及條件ヲ變更スルコトヲ得ス

第十三條 落札者決定シタルトキハ樺太廳長官ハ期間ヲ指定シ石炭採掘ノ出願ヲ命スヘシ前項ノ規定ニ依リ提出シタル願書又ハ圖面法令ノ規定ニ適合セス又ハ不備ナリト認ムルトキハ樺太廳長官ハ期間ヲ指定シ其ノ修正又ハ補充ヲ命スヘシ

第十四條 樺太廳長官ハ前條ノ出願ヲ許可スル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ保證金ヲ徴スルコトヲ得

第六條ノ規定ハ前項ノ保證金ニ之ヲ準用ス

第十五條 落札者第十三條ノ命令ニ從ハサルトキハ其ノ落札ハ之ヲ無効トス此ノ場合ニ於テハ入札保證金ハ政府之ヲ取得ス

第十六條 落札無効ト爲リタル爲更ニ競争入札ヲ行フ場合ニ於テハ第四條ノ公告期間ヲ四十日迄ニ短縮スルコトヲ得

第十二條ノ場合ニ於テ再度入札又ハ指名競争ニ付セス更ニ競争入札ヲ行フトキ亦前項ニ同シ第十七條 入札保證金ハ政府ニ於テ之ヲ取得スル場合ヲ除クノ外開札終了後直ニ之ヲ還付ス但シ落札者ノ入札保證金ハ石炭ノ採掘ヲ許可シタル後之ヲ還付ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕樺太ニ於ケル鑛業ノ登録ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年六月二十一日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三百二十八號 (官報 六月二十二日)

樺太ニ於ケル鑛業ノ登録ニ關シテハ鑛業登録令ヲ準用ス但シ同令中鑛山監督署トアルハ樺太廳、鑛山監督署長トアルハ樺太廳長官、登録稅トアルハ登録手数料トシ同令第七條及第十四條中農商務大臣トアルハ樺太廳長官、第五十四條第五十五條第五十八條及第六十條中農商務大臣トアルハ内閣總理大臣トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前樺太廳ニ備付タル鑛業原簿ハ之ヲ本令ニ依ル鑛業原簿ト看做ス

本令施行前樺太廳ニ於テ爲シタル鑛業ニ關スル登録ハ之ヲ本令ニ依ル登録ト看做ス

明治四十五年法律第二十三號第一條ノ區域内ニ於ケル鑛ノ鑛業權ニ付テハ同法施行後直ニ其ノ設定ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス

朕樺太ニ於ケル砂鑛業ノ登録ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年六月二十一日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第三百二十九號 (官報 六月二十二日)

樺太ニ於ケル砂鑛業ニ關スル登録ハ樺太廳ニ於テ砂鑛原簿ニ之ヲ爲ス

前項ノ登録ニ關シテハ鑛業登録令第二條乃至第四條第五條第二項第六條乃至第二十七條第三十條乃至第三十七條及第三十九條乃至第六十條ノ規定ヲ準用ス但シ同令中鑛山監督署トアルハ樺太廳、鑛山監督署長トアルハ樺太廳長官、登録稅トアルハ登録手数料トシ同令第七條及第十四條中農商務大臣トアルハ樺太廳長官、第五十四條第五十五條第五十八條及第六十條中農商務大臣トアルハ内閣總理大臣トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前樺太廳ニ備付タル砂鑛原簿ハ之ヲ本令ニ依ル砂鑛原簿ト看做ス

本令施行前樺太廳ニ於テ爲シタル砂鑛業ニ關スル登録ハ之ヲ本令ニ依ル登録ト看做ス

朕樺太ニ於ケル鑛業又ハ砂鑛業ニ關スル手数料ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年六月二十一日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四百四十號 (官報 六月二十二日)

樺太ニ於テ鑛業又ハ砂鑛業ニ關スル出願若ハ申請ヲ爲シ又ハ登録ヲ受クル者ハ手数料ヲ納ムヘシ  
其ノ金額ハ樺太廳長官之ヲ定ム

前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ願書申請書又ハ登録ニ關スル書類ニ貼附シテ之ヲ納ムヘシ  
前二項ノ規定ハ政府自己ノ爲ニスル場合ニハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕鑛業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年六月二十一日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四百四十一號 (官報 六月二十二日)

鑛業法中未タ樺太ニ施行セサル部分ハ鑛業稅ニ關スル規定ヲ除キ之ヲ樺太ニ施行ス但レ同法中農  
商務大臣及鑛山監督署長ノ職務ハ當分ノ内樺太廳長官之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太鑛業令ハ之ヲ廢止ス

朕明治四十一年勅令第二百十五號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年六月二十五日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

司法大臣 松田正久

勅令第四百四十二號 (官報 六月二十六日)

明治四十一年勅令第二百十五號中左ノ通改正ス

第七條中「其ノ謄本ヲ作りヲ削リ」前項ノ謄本ヲ「謄本」ニ改ム

第八條第一項ヲ左ノ如ク改ム

裁可狀ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル檢事ハ其ノ旨ヲ判決ノ原本ニ附記スヘシ

附則

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第二百十五號 (官報 六月二十六日) (明治四十一年九月二十四日官報)抄録

第七條第一項及第二項

裁可狀ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル檢事ハ直ニ其ノ謄本ヲ作り之ヲ本人ニ下付スヘシ本人假出獄中ナルトキハ其ノ謄本ヲ  
ノ長ニ通知スヘシ

本人在監中ナルトキハ其ノ監獄ノ長ニ前項ノ贈本ヲ送致シ下付ノ手續ヲ爲サシムヘシ  
第八條第一項  
司法大臣ヨリ送付ヲ受ケタル總可狀ノ贈本ハ之ヲ判決書ニ添附スヘシ

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ臺灣總督府官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年七月二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
海軍大臣 男爵齋藤 實  
陸軍大臣 男爵上原勇作

勅令第四百二十三號 (官報 七月三日)

臺灣總督府官制中左ノ通改正ス

第十九條中「七八」ヲ「八八」ニ、「三十一人」ヲ「三十五人」ニ、「四百三十六人」ヲ「四百五十三人」ニ、「十九人」ヲ「二十人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

勅令第三百六十二號臺灣總督府官制(明治三十年十月十三日官報)抄録  
第十九條第一項及第二項

總督府ニ左ノ職員ヲ置ク

警視 專任七人 奏任  
技師 專任三十一人 奏任  
ナスニ人ヲ指シト

各部  
 視學  
 編修書記  
 技手  
 通譯  
 專任四百三十六人 判任  
 各測候所ヲ通シテ技師一人技手十九人ヲ置キ各燈臺ヲ通シテ看守四十一人ヲ置ク測候所技師ハ委任測候所技手及燈臺看守ハ判任トス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ臺灣總督府地方官官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年七月二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四百四十四號 (官報 七月三日)

臺灣總督府地方官官制中左ノ通改正ス

第三條中「千五百二十八人」ヲ「千五百五十七人」ニ改ム

第十八條 廳ニ警察醫ヲ置キ委任官又ハ判任官ノ待遇トス

警察醫ハ警察ニ關スル醫務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

勅令第二百二號臺灣總督府地方官官制明治三十四年十一月十九日(官報)抄録

第三條 廳判任官ハ各廳ヲ通シテ專任千五百二十八人ヲ以テ定員トス各廳ノ定員ハ臺灣總督之ヲ定メ其ノ各官ノ定員ハ臺灣總督ノ認可ヲ經テ廳長之ヲ定ム

第十八條 廳ニ警察醫ヲ置キ判任官ノ待遇トス

朕臺灣總督府廳警察醫ノ給與ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年七月二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望

勅令第四百四十五號 (官報 七月三日)

臺灣總督府廳警察醫ニハ奏任待遇ノ者ニ在リテハ百五十圓以内判任待遇ノ者ニ在リテハ百十五圓以内ノ月手當ヲ給スルコトヲ得但シ奏任待遇ノ警察醫ニシテ最高額ノ支給ヲ受ケテ功勞アル者ニハ二百圓迄ノ判任待遇ノ警察醫ニシテ最高額ノ支給ヲ受ケテ五年ヲ超エ技能熟練優等ナル者ニハ百四十圓迄ヲ給スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕海軍高等武官補充條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年七月六日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
海軍大臣 男爵齋藤 實

勅令第四百四十六號(官報 七月八日)

海軍高等武官補充條例中左ノ通改正ス

「少機關士」ヲ「機關少尉」ニ改ム

第十二條第一項但書ヲ削ル

第十三條 候補生ノ實務練習ヲ擔任スル艦團其ノ他各部ノ長ハ海軍大臣指定ノ時期ニ於テ候補生ノ勤務報告ヲ作り第三項ノ報告ト共ニ之ヲ所管長官ニ進達シ所管長官ハ之ニ意見ヲ附シ海軍大臣ニ進達スヘシ

勤務報告ニハ材能、品行、勤惰及體格等ノ現状ヲ詳記スヘシ

候補生實務練習中他ノ艦團其ノ他各部ニ轉スルトキハ勤務報告ヲ作り之ヲ新ニ練習ヲ擔任スル艦團其ノ他各部ノ長ニ移スヘシ

第十四條ノ二中「候補名簿ノ順序ハ」ノ下ニ「實務練習ノ得點ヲ附シ得ヘキ場合ニハ前條第二項ノ規定ニ依リ其ノ他ノ場合ニハ」ヲ加フ

第十六條中「官立公立醫學專門學校」ヲ「帝國大學附屬醫學專門部、官立公立醫學專門學校」ニ改ム

第十九條中「採用スルトキハ」ヲ「採用スル場合ニ於テ必要アルトキハ」ニ改ム

〔參照〕

勅令第三百四十四號海軍高等武官補充條例(明治三十年九月十七日官報)抄録

第十二條第一項

候補生ハ一箇年以上實務練習ヲ爲サシム但シ少機關士候補生ノ實務練習ハ八箇月以上トス

第十三條 候補生前條ノ實務練習ヲ終ヘタルトキハ其ノ練習ヲ擔任スル艦團其ノ他各部ノ長ハ各候補生ノ勤務報告ヲ作り

意見ヲ附シ第三項ノ報告ト共ニ之ヲ所管長官ニ進達シ所管長官ハ之ニ意見ヲ附シ海軍大臣ニ進達スヘシ

候補生勤務報告ニハ各候補生ノ材能、品行、勤惰及傷病疾病等ノ事實ヲ詳記スルモノトス

候補生實務練習中他ノ艦團若ハ其ノ他ニ轉スルトキハ其ノ都度各候補生ノ勤務報告ヲ作り之ニ

意見ヲ附シ其ノ候補生ノ新所屬長ニ移スヘシ

第十四條ノ二 職時若ハ事變ニ際シ定規ノ實務練習ヲ爲ササル候補生ノ候補名簿ノ順序ハ左ノ規定ニ依ル

第十九條 海軍軍醫官、藥劑官、主計官、造船官、造兵官、水路官ヲ採用スルトキハ海軍大臣之ヲ命ズ

朕海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年七月六日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
海軍大臣 男爵齋藤 實  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第四百四十七號(官報 七月八日)

海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例中左ノ通改正ス

第一條中「帝國大學醫科大學」ノ下ニ「帝國大學附屬醫學專門部」ヲ加フ



第二條中「醫科大學學生」ノ下ニ「帝國大學附屬醫學專門部生徒」ヲ加フ

〔參照〕

勅令第三百九十號海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例(明治三十年十一月一日官報)抄録  
第一條 海軍ニ軍醫官、藥劑官、主計官、造船官、造兵官ト爲ルヘキ學生ヲ醫科大學醫學專門部學生ハ帝國大學醫科大學又ハ官立醫學專門學校ニ造船學生、造兵學生ハ帝國大學工科大学、理科大學又ハ理工科大学ニ主計學生ハ帝國大學法科大学又ハ高等商業學校ニ於テ各其ノ專門ノ學科ヲ修メシム  
第二條 軍醫學生、藥劑學生ハ醫科大學學生又ハ官立醫學專門學校生徒ヨリ、造船學生、造兵學生ハ工科大学理科大學又ハ理工科大学學生ヨリ主計學生ハ法科大学學生又ハ高等商業學校生徒ヨリ海軍出身志願ノ者ニ就キ身體検査ヲ爲シ合格シタル者ヲ選拔シ所要ノ人員ヲ採用ス

朕海軍造船生徒及造兵生徒條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年七月六日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
海軍大臣 男爵齋藤 實  
文部大臣 長谷場純孝

勅令第四百四十八號(官報 七月八日)

海軍造船生徒及造兵生徒條例中「官立高等工業學校」ヲ「帝國大學附屬工學專門部」又ハ「官立高等工業學校」ニ改ム

〔參照〕

勅令第二百四十四號海軍造船生徒及造兵生徒條例(明治三十二年五月二十四日官報)抄録  
第一條 海軍ニ海軍造船生徒及造兵生徒ヲ限リ官立高等工業學校ニ於テ指定ノ學科ヲ修メシム  
第二條 海軍造船生徒及造兵生徒ハ官立高等工業學校生徒ニシテ海軍出身ヲ志願スル者ニ就キ身體検査ヲ爲シ之ニ合格シタル者ノ中ヨリ採用ス  
第六條 第一項 海軍造船生徒及造兵生徒ニシテ官立高等工業學校ヲ卒業シタル者ハ十年間海軍ノ事務ニ服スルノ義務ヲ有ス

朕明治四十三年勅令第三百七號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年七月八日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
外務大臣 子爵内田康哉

勅令第四百四十九號(官報 七月九日)

明治四十三年勅令第三百七號中左ノ通改正ス

第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ  
商務官ノ在勤俸ハ別表ニ依ル但シ總領事又ハ領事ノ在勤スル地ニ在リテハ前項但書ノ區分ニ從ヒ當該總領事又ハ領事ノ在勤俸ノ額ヲ超ユルコトヲ得ス  
商務官ニ支給スヘキ渡切經費ハ毎月共ノ月割額ヲ直接ニ交付スルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十五年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

在 動 地	高等官四等以上	高等官五等以下
歐 米 (南米ヲ除ク)	八〇〇〇圓以下	七〇〇〇圓以下
南米、濠洲及阿弗利加	七〇〇〇圓以下	六〇〇〇圓以下
支 那 及 香 港	五〇〇〇圓以下	四〇〇〇圓以下
其 他	六五〇〇圓以下	五五〇〇圓以下

(参照)

明治四十三年七月六日勅令第三百七號ハ商務官ノ給與及經費等ニ關スル件ナリ

朕衆議院議員選舉法改正調査會官制廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年七月十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
内務大臣 原 敬

勅令第五百五十號 (官報 七月十三日)

衆議院議員選舉法改正調査會官制ハ之ヲ廢止ス

朕專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年七月十九日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第五百五十一號 (官報 七月二十日)

專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則中左ノ通改正ス

第十九條中「一圓三十五錢」ヲ「一圓三十錢」ニ「六十六錢」ヲ「六十三錢」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前第十九條各號ノ目的ニ供シ若ハ其ノ目的ニ供スル爲變性ヲ受ケタル鹽又ハ漁獲物鹽業用ニ供スル爲檢定ヲ受ケタル鹽ノ交付金額ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル鹽專賣法ヲ施行セサル地ニ移出シタル鹽ノ交付金額ニ付亦同シ

(参照)

勅令第五百五十七號專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則(明治三十八年五月九日官報)抄録

第十九條 鹽專賣法第十八條又ハ本令第一條ノ二ニ依リ賣渡シタル鹽ヲ左ノ目的ニ供シタル者ハ左ノ割合ヲ以テ交付金ノ

下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

一 外國ニ輸出シタルトキ

輸出鹽

百斤ニ付金一圓三十五錢

二 第一條第一號、第二號、第四號乃至第六號ノ用途ニ使用シタルトキ  
使用鹽 百斤ニ付金一圓三十五錢

- 三 其ノ鹽ヲ以テ鹽藏シタル鹽類又ハ鹽ヲ輸出シタルトキ  
使用鹽 百斤ニ付金一圓三十五錢
- 四 其ノ鹽ヲ以テ製成シタル醬油ヲ輸出シタルトキ  
製成醬油 一石ニ付金六十六錢

朕明治三十七年勅令第九號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年七月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第五百五十二號(官報 七月二十二日)

明治三十七年勅令第九號中左ノ通改正ス

第一條中「私設保稅倉庫營業」ノ下ニ「若ハ假置場私設」ヲ加フ

〔參照〕

勅令第九號(明治三十七年四月九日)抄録

第一條第一項

私設保稅倉庫營業ノ特許又ハ常時使用ノ爲ニ輸出入貨物ノ上陸若ハ陸揚船積ノ場所ヲ設ケルノ特許ヲ受ケタル者ハ毎月特許手数料ヲ納付スヘシ

朕稅關官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年七月二十日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
大藏大臣 山本達雄

勅令第五百五十三號(官報 七月二十二日)

稅關官制中左ノ通改正ス

第四條中「三百二十四人」ヲ「三百三十一人」ニ、「百五十一人」ヲ「百五十八人」ニ、「八百十三人」ヲ「八百十七人」ニ改ム

〔參照〕

明治三十二年四月二十日勅令第六十一號稅關官制第四條中三百二十四人ハ專任事務官補、百五十一人ハ專任鑑定官補、八百十三人ハ專任監吏ノ定員ナリ

法令全書

條約

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シテ  
ル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第四十八條第三項、第四項、第五十三條第二項  
及第五十四條ヲ留保シテ署名シタル國際紛爭平和的處理條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
外務大臣 子爵内田康哉

條約第一號（官報號外一月十三日）

國際紛爭平和的處理條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、奧地利國皇帝ホヘミ  
ヤ國皇帝洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、ボリツィア共和國大統領、伯刺西爾合衆國大統領、  
勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、清國皇帝陛下、格倫比亞共和國大統領、玳馬共和國臨時總督  
丁抹國皇帝陛下、ドミニカ共和國大統領、エクアドル共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和  
國大統領、大不列顛愛爾蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、グワテマツク  
共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナッソー」

明治四十五年一月 條約 第一號 國際紛爭平和的處理條約

公殿下、墨西哥合衆國大統領「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴拿馬共和國大統領「パツグニー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルツ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルツァイドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東、ウエルグニー、共和國大統領、「ツエネズエラ」合衆國大統領ハ一般平和ノ維持ニ協力スルノ堅實ナル意思ヲ有シ全カヲ竭シテ國際紛爭ノ友好的處理ヲ幫助スルニ決シ文明國ノ各員ヲ結合スル連帶義務ヲ認識シ法ノ領域ヲ擴張スルト共ニ國際的正義ノ感ヲ鞏固ナラシムコトヲ欲シ諸獨立國ノ間ニ於ケル各國ノ頼ルヲ得ヘキ仲裁裁判ノ常設制度カ右ノ目的ヲ達スルニ有效ナルヘキヲ確信シ仲裁裁判手續ニ關スル一般且正則ナル組織ノ有益ナルコトヲ考慮シ萬國平和會議ノ至尊ナル發議者ト共ニ國安民福ノ基礎タル公平正理ノ原則ヲ國際的合意ニ依リテ定立スルノ須要ナルヲ認メ之カ爲審査委員會及仲裁裁判部ノ實地ノ運用ヲ一層確實ニ保障シ且簡易ナル手續ニ依リ得ヘキ性質ノ紛爭ヲ仲裁裁判ニ付スルコトヲ容易ナラシムコトヲ希望シ國際紛爭平和的處理ニ關スル第一回平和會議ノ事業ニ若干ノ修正ヲ加ヘ且之ヲ增補スルヲ必要ト認メテ締約國ハ之カ爲新ナル條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐節特命全權大使、男爵「マルシャル、ド、ローベルヌス、ド、マイン」

本會議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシオン」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判

所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使「ジョセフ、エフチ、チョート」

特命大使「ホレニス、ボーマー」

和蘭國駐節特命全權公使「デヴィッド、ジエーン、ヒル」

海軍少將、全權公使「チャールズ、エス、スベラー」

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議議長、全權公使「ジョージ、ビー、デーヴィス」

全權公使「ウィリアム、アイ、ブカナン」

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官「ロケ、サエンツ、ベニヤ」

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官「ルイス、エム、ドラゴ」

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官「カルロス、ロドリゲス、ワレタ」

埃地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝「洪、牙利國皇帝陛下」

「コンセイエー、アンチーム」、特命全權大使「ゲーター、メレド、カボスメレー」

希臘國駐節特命全權公使、男爵「シャル、ド、マツキオ」

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國際法學

會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官「ベルナル」

國務大臣、前司法大臣「シー、ウァン、デン、ヒューベル」

和蘭國駐節特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵「ギー、コーム」

「ボリヴィア」共和國大統領

外務大臣 常設仲裁裁判所裁判官 クラウチオ、ピニラ  
英國駐節特命全權公使 フェルナンド、エ、グロチヤラ

伯利西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官 ルイ、バルボサ  
和蘭國駐節特命全權公使 エヅアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官 ウルバン、ヴィナロフ  
大審院檢事總長 イヅアン、カランジューロフ

智利共和國大統領

英國駐節特命全權公使 ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐節特命全權公使 アウグスト、マフテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐節特命全權公使 カルロス、コンチャ

清國皇帝陛下

特命大使 陸徵祥

和蘭國駐節特命全權公使 錢恂

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官 ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ベレス、トリアナ

佛國駐節特命全權公使、陸軍將官 マルセリアノ、ヴァルガス  
玖馬共和國臨時總督

「ハヴァーナ」大學國際法教授、上院議員 アントニオ、サンチエス、デ、プスママンテ

米國駐節特命全權公使 ゴンザロ、デ、クエサダ、イ、アロステグイ

前「ハヴァーナ」中學校長、上院議員 マヌエル、サングイリー

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐節特命全權公使 コンスタンチン、ブロン

海軍少將 クリスチアン、フレデリック、シエルレル

侍從、外務省課長 アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官 フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官 アポリナル、テヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐節兼西班牙國駐節特命全權公使 ヴィクトル、レンドン

代理公使 エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐節特命全權大使 ドブルツニ、エル、デ、ヴィーリヤウルトヤ

和蘭國駐節特命全權公使 ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴォ

下院議員、伯爵 ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ジュールジョア  
上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官男爵アスワールネル、ド、コンスタン  
巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛蘭西學士院會員、常設仲裁裁判所裁判官  
ルイ、ルノー

和蘭國駐節特命全權公使 マルスラン、ペレ  
大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」エドワード、フワイ  
樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、「サー」アーネスト、メーソン、サトウ  
樞密顧問官、前國際法學會會長、男爵ドーナルド、ジエームス、マッケン、レー  
和蘭國駐節特命全權公使、「サー」ヘンリー、ハワード  
希臘國皇帝陛下

獨逸國駐節特命全權公使クレオン、リッオ、ランガベ  
雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官シロールジュニ、ストレイト  
「グワテマラ」共和國大統領

和蘭國駐節兼英國駐節代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド  
獨逸國駐節代理公使エンリケ、ゴメス、カトリコ  
「ハイチ」共和國大統領

佛蘭西駐節特命全權公使ジャン、シロセフ、ダールベマール

米國駐節特命全權公使シー、エヌ、レマニ

前國際公法教授「ポルト」フランソ、組合辯護士ビエール、ユチクール  
伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛蘭西駐節特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジョセフ、トルニエ  
リ、ブルサチ、デ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、「コン」マンドール「ギド」、ボンビリ  
參事院議員、下院議員、前文部大臣、「コン」マンドール「ギド」、フジナト  
日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六  
和蘭國駐節特命全權公使佐藤愛磨

盧森堡國大公「ナッソー」公殿下  
國務大臣、内閣議長アイシエン  
獨逸國駐節代理公使伯爵ド、ツィレー

墨西哥合衆國大統領  
伊國駐節特命全權公使ゴンザロ、ア、エステヴァ

佛蘭西駐節特命全權公使セバスチアン、ペー、ド、ミエー  
白耳義國駐節兼和蘭國駐節特命全權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

「モンテネグロ」國公殿下  
「コン」セイエー、ブリツエ、アンベリアル、アクチニエル、佛蘭西駐節獨逸國特命全權大使ネリドフ

諾威國皇帝陛下

前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐葡兼丁抹國駐葡特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、フランシス、ハーゲル

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオ、ポラス

「バラグエー」共和國大統領

佛國駐葡特命全權公使、エウセビオ、マチヤイン

比律悉駐在領事、伯爵シエー、ヂュ、モンソー、ドベルジャンダ

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員、ドブルツエ、アッシニ、ド、ポーフオー

國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判所裁判官、テ、エム、セー、アッセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議員、ヨングヘル「シー、セー、セー、デン、ペール、ポール、チエ

グール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨングヘル」ローブ、ローユル

前司法大臣、下院議員、シー、アー、ロエフ

祕露共和國大統領

佛國駐葡兼英國駐葡特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、カルロス、シエー、カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐葡特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、サマド、カン、モムタズ、サルタネー

和蘭國駐葡特命全權公使、ミルツマ、アーメッド、カン、サダグ、ウル、ムルク

葡萄牙國及「アルガルツ」皇帝陛下

參事院議員、「ペール、ヂュ、ロワイヨール」、前外務大臣、英國駐葡特命全權公使、特命全權大使、侯爵、ツツエラル

和蘭國駐葡特命全權公使、伯爵、デ、セロール

瑞西國駐葡特命全權公使、アルベルト、ドリツエイヤ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐葡特命全權公使、アレキサンドル、ベルチマン

和蘭國駐葡特命全權公使、エドガール、マツロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

「コンセイエー、ブリツエ、アクチニエル」、佛國駐葡特命全權大使、ネリドフ

「コンセイエー、ブリツエ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、マルテンス

「コンセイエー、デタ、アクチニエル」、侍從、和蘭國駐葡特命全權公使、チャリコフ

「サルヴァドル」共和國大統領

佛國駐葡代理公使、常設仲裁裁判所裁判官、ベドロ、シー、マテウ

英國駐葡代理公使、サンチアゴ、ペレス、トリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下



陸軍將官、參事院議長 サツア、グルーイフチ

伊國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官 ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ

英國駐節兼和蘭國駐節特命全權公使 ミシエル、ヨリチエヴィッチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將 セム、チャチデー、ウドム

公使館參事官 セー、コラチオニ、ドレリ

陸軍大尉 ルアング、ビユヴァナルト、ナリニール

瑞典國、ニゴツツ、及、ヴァンド、皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官 クヌート、ヒヤルマル、レオナル

ド、ハニマルスキヨル

前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官 ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英國駐節兼和蘭國駐節特命全權公使 ガストン、カルラン

陸軍參謀大佐、「シエネツア」大學教授 ニーシエーン、ボレル

「チニール」大學法學教授 マックス、ブーベル

土耳其國皇帝陛下

特命大使、「ミニストル、ド、レヴガフ」チユルカン、パレヤ

伊國駐節特命全權大使 レジッド、ペー

海軍中將 エヘメッド、パレヤ

東ウルクエー共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官 ホセ、パトレ、イ、オールドニエス

前上院議長、佛國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官 フアン、ペー、カストロ

「シエネツア」合衆國大統領

獨逸國駐節代理公使 ホセ、ヒル、フォルトウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一章 一般平和ノ維持

第一條 國家間ノ關係ニ於テ兵力ニ訴フルコトヲ成ルヘク豫防セムカ爲メ締約國ハ國際紛争ノ平和的處理ヲ確保スルニ付其ノ全力ヲ竭サムコトヲ約定ス

第二章 周旋及居中調停

第二條 締約國ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ兵力ニ訴フルニ先テ事情ノ許ス限其ノ交親國中ノ一國又ハ數國ノ周旋又ハ居中調停ニ依頼スルコトヲ約定ス

第三條 締約國ハ右依頼ニ關係ナク紛争以外ニ立ツ一國又ハ數國カ事情ノ許ス限自己ノ發意ヲ以テ周旋又ハ居中調停ヲ紛争國ニ提供スルコトヲ有益ニシテ且希望スヘキコトト認ム

紛争以外ニ立ツ國ハ交親中ト雖其ノ周旋又ハ居中調停ヲ提供スルノ權利ヲ有ス

第四條 居中調停者ノ本分ハ紛争國ノ主張ヲ調停シ且其ノ間ニ惡感情ヲ生シタルトキ之ヲ融和スルニ在ルモノトス

第五條 居中調停者ノ職務ハ其ノ提供シタル調停方法ノ受諾セラレサルコトヲ紛争當事者ノ一方

又ハ居中調停者ニ於テ認メタル時終止スルモノトス

第六條 周旋及居中調停ハ紛争國ノ依頼ニ因ルト紛争以外ニ立ツ國ノ發意ニ出ツルト同ハス全ク勸告ノ性質ヲ有スルニ止リ決シテ拘束力ヲ有スルコトナレ

第七條 居中調停ノ受諾ハ反對ノ約定アルニ非サレハ之カ爲動員共ノ他戰爭ノ準備ヲ中止シ遲延シ又ハ阻害スルノ結果ヲ生スルコトナレ

開戦ノ後右ノ受諾アリタルトキハ反對ノ約定アルニ非サレハ之カ爲進行中ノ軍事的行動ヲ中止スルコトナレ

第八條 締約國ハ事情ノ許ス限左ノ手續ニ依ル特別居中調停ノ適用ヲ懇請スルコトニ一致ス  
平和ヲ破ルノ虞アル重大ナル紛争ヲ生シタル場合ニ於テハ紛争國ハ平和關係ノ斷絶ヲ豫防スル爲各一國ヲ選定シ他方ノ選定シタル國ト直接ノ交渉ヲ開クノ任務ヲ委託ス

右委任ノ期間ハ反對ノ規定アルニ非サレハ三十日ヲ超エサルモノトシ其ノ期間中紛争國ハ紛争事件ヲ居中調停國ニ一任シタルモノト看做シ之ニ關スル一切ノ直接交渉ヲ中止ス右居中調停國ハ紛争ヲ處理スルニ全力ヲ竭スヘキモノトス

平和關係ノ現實ニ斷絶シタル場合ニ於テ右居中調停國ハ尙平和ヲ回復スルノ機會アル毎ニ之ヲ利用スルノ共同任務ヲ負フモノトス

第三章 國際審査委員會

第九條 締約國ハ名譽又ハ重要ナル利益ニ關係セス單ニ事實上ノ見解ノ異ナルヨリ生レタル國際紛争ニ關シ外交上ノ手段ニ依リ妥協ヲ遂クルコト能ハサリレ當事者カ事情ノ許ス限國際審査委員會ヲ設ケ之ヲシテ公平誠實ナル審理ニ依リテ事實問題ヲ明ニシ右紛争ノ解決ヲ容易ニスルノ

任ニ當ラシムルヲ以テ有益ニシテ且希望スヘキコトト認ム

第十條 國際審査委員會ハ紛争當事者間ノ特別條約ヲ以テ之ヲ構成ス

審査條約ハ審理スヘキ事實ヲ明定シ委員會組織ノ方法及期限並委員ノ權限ヲ定ム

審査條約ハ又場合ニ依リ委員會ノ開會地及之ヲ變更スルノ權能、委員會ノ使用スヘキ國語及委員會ニ於テ使用スルコトヲ許スヘキ國語、各當事者カ事實ノ説明書ヲ提出スヘキ期日共ノ他當事者間ニ約定セル一切ノ條件ヲ定ム

當事者カ補助委員ノ任命ヲ必要ト認ムルトキハ審査條約ヲ以テ其ノ任命方法及權限ヲ定ム

第十一條 審査條約ヲ以テ委員會ノ開會地ヲ指定セサリレトキハ海牙ニ於テ開會スルモノトス

審査委員會ハ當事者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ一旦定メタル開會地ヲ變更スルコトヲ得ス

審査條約ヲ以テ使用スヘキ國語ヲ定メサリレトキハ委員會之ヲ定ム

第十二條 審査委員會ハ反對ノ規定アルニ非サレハ本條約第四十五條及第五十七條ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ組織スルモノトス

第十三條 委員ノ一人又ハ補助委員アル場合ニ於テ其ノ一人死亡シ辭任シ又ハ原因ノ如何ニ拘ラズ支障アルトキハ其ノ任命ノ爲ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ補闕ス

第十四條 當事者ハ自己ヲ代表シ且自己ト審査委員會トノ間ノ媒介者タルヘキ特別代理人ヲ審査委員會ニ簡派スルコトヲ得

當事者ハ又顧問又ハ辯護人ヲ任命シテ委員會ニ於テ自己ノ利益ヲ開陳辯護セシムルコトヲ得  
第十五條 常設仲裁裁判所國際事務局ハ之ヲ海牙ニ開會スル委員會ノ書記局ニ充テ且其ノ廳舎及施設ヲ審査委員會執務ノ爲締約國ノ用ニ供スヘシ

第十六條 委員會ハ海牙以外ノ地ニ開會スルトキハ書記官長一人ヲ任命シ共ノ事務所ヲ以テ委員會ノ書記局ニ充ツ

書記局ハ委員長ノ指揮ノ下ニ委員會會場ノ設備、圖書ノ作成及審査繼續中記録ノ保管ヲ掌リ記録ハ後之ヲ海牙國際事務局ニ引渡スヘキモノトス

第十七條 締約國ハ審査委員會ノ設置及執務ヲ容易ナラシムル爲當事者ニ於テ別段ノ規則ヲ採用セサル限左ノ規定ヲ審査手續ニ適用スルコトヲ懇願ス

第十八條 委員會ハ特別審査條約又ハ本條約中ニ規定セサル手續ノ細目ヲ定メ且證據ニ關スル一切ノ手續ヲ行フ

第十九條 審査ハ對審ノ上之ヲ行フ

各當事者ハ豫定ノ期日ニ於テ場合ニ依リ事實ノ説明書及如何ナル場合ニ於テモ事實ノ真相ヲ示スニ有益ナリト認メタル證書文書共ノ他ノ書類並陳述ヲ爲サシメムト欲スル證人及鑑定人ノ名簿ヲ委員會及他ノ當事者ニ送付スヘシ

第二十條 委員會ハ當事者ノ承諾ヲ得タル上取調ノ爲有益ナリト認メタル地ニ一時移轉シ又ハ一人若ハ數人ノ委員ヲ同地ニ派遣スルコトヲ得但シ右取調ヲ爲スヘキ地ノ所屬國ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第二十一條 一切ノ事實上ノ檢證及實地ノ臨檢ハ當事者ノ代理人及顧問出席ノ上又ハ之ニ對シ正式ニ呼出ヲ爲シタル後之ヲ行フコトヲ要ス

第二十二條 委員會ハ有益ナリト認ムル説明又ハ報告ヲ一方又ハ他方ノ當事者ニ請求スルコトヲ得

第二十三條 當事者ハ係爭事實ヲ完全ニ知悉シ且精確ニ會得スルニ必要ナル一切ノ方法及便宜ヲ其ノ爲シ得ヘシト認ムル限充分ニ審査委員會ニ提供スヘキモノトス

當事者ハ委員會ノ呼出ヲ受ケタル自國領土ニ在ル證人又ハ鑑定人ノ出頭ヲ保障スル爲國內法規ニ依リ爲シ得ル手段ヲ盡スヘキモノトス

證人又ハ鑑定人ニシテ委員會ニ出頭スルコト能ハサルトキハ當事者ハ其ノ當該官憲ヲシテ之カ訊問ヲ爲サシムヘシ

第二十四條 委員會カ締約國タル第三國ノ領土ニ於テ爲スコトアルヘキ一切ノ通告ハ委員會ヨリ直接ニ當該國政府ニ宛テ之ヲ爲スヘシ實地ニ就キ一切ノ證據蒐集手續ヲ行フトキ亦同シ

右請求ヲ受ケタル國ハ其ノ國內法規ニ遵ヒ爲シ得ヘキ方法ニ依リ其ノ請求ヲ履行スヘク且其ノ主權又ハ安寧ニ害アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ヲ拒ムコトヲ得ス

委員會ハ又常ニ其ノ開會地ノ所屬國ノ媒介ニ依頼スルコトヲ得

第二十五條 證人及鑑定人ノ呼出ハ當事者ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ委員會之ヲ爲シ且如何ナル場合ニ於テモ證人及鑑定人所在地ノ所屬國政府ノ媒介ニ依ルモノトス

證人ノ訊問ハ委員會ノ定ムル順序ニ從ヒ代理人及顧問出席ノ上順次各別ニ之ヲ行フ

第二十六條 證人ノ訊問ハ委員長之ヲ行フ  
委員會ノ委員ハ各證人ニ對シ其ノ供述ヲ明瞭ナラシメ若ハ之ヲ補充スル爲又ハ事實ノ真相ヲ明ニスルニ必要ナル程度ニ於テ證人ニ關係アル一切ノ事項ヲ取調フル爲適當ナリト認ムル質問ヲ爲スコトヲ得

當事者ノ代理人及顧問ハ證人ノ供述ヲ中斷シ又ハ證人ニ直接ノ質問ヲ爲スコトヲ得ス但シ其ノ爲スコトヲ得

有益ナリト認ムル補足的質問ヲ證人ニ對シ爲サムコトヲ委員長ニ請求スルコトヲ得  
第二十七條 證人ハ供述ヲ爲スニ當リ何等ノ文案ヲモ朗讀スルコトヲ得ス但レ報告スヘキ事實ノ性質上覺書又ハ文書ヲ用井ルコトヲ必要トスルトキハ委員長ノ許可ヲ得テ之ヲ使用スルコトヲ得

第二十八條 證人供述ノ調書ハ即時ニ之ヲ作成シ證人ニ讀聞カスヘシ證人ハ之ニ對シ所要ノ變更又ハ追加ヲ爲スコトヲ得右變更及追加ハ之ヲ供述ノ次ニ記載ス  
供述ノ全部ヲ讀聞カセタル後ハ證人ヲシテ署名ヲ爲サシムヘシ

第二十九條 代理人ハ審査ノ進行中又ハ其ノ終ニ於テ事實ノ真相ヲ知ル爲有益ナリト認ムル旨明請求又ハ事實ノ要領ヲ書面ヲ以テ委員會及相手方ニ提出スルコトヲ得

第三十條 委員會ノ評議ハ秘密會ニ於テ之ヲ行ヒ且之ヲ秘密ニ付ス  
一切ノ決定ハ委員ノ多數決ニ依ル

第三十一條 委員會ハ公開セス且審査ニ關スル調書其ノ他ノ文書ハ當事者ノ同意ヲ得テ爲レタル委員會ノ決定ニ依ルニ非サレハ之ヲ公表セス

第三十二條 當事者ヨリ一切ノ説明及證據ヲ提出シ各證人ノ訊問終了レタルトキハ委員長ハ審査ノ終結ヲ宣告シ委員會ハ評議及報告書調製ノ爲停會ス

第三十三條 委員會ノ各委員ハ報告書ニ署名ス  
委員中署名ヲ拒ム者アルトキハ其ノ旨ヲ記載ス但レ報告書ハ之ニ拘ラス有效トス

第三十四條 委員會ノ報告書ハ當事者ノ代理人及顧問出席ノ上又ハ之ニ對シ正式ニ呼出ヲ爲シ

ル後公開廷ニ於テ之ヲ朗讀ス

各當事者ニ報告書ノ原本ヲ交付ス

第三十五條 委員會ノ報告書ハ單ニ事實ノ認定ニ止リ仲裁判決ノ性質ヲ有スルコトナレ右認定ニ對シ如何ナル結果ヲ付スヘキヤハ全ク當事者ノ自由ナルヘシ

第三十六條 當事者ハ各自ノ費用ヲ負擔シ且委員會ノ費用ヲ均等ニ分擔ス

#### 第四章 國際仲裁裁判

##### 第一節 仲裁裁判

第二十七條 國際仲裁裁判ハ國家間ノ紛爭ヲ其ノ選定シタル裁判官ヲシテ法ノ尊重ヲ基礎トシ處理セシムルコトヲ目的トス

仲裁裁判ニ依頼スルコトハ誠實ニ其ノ判決ニ服從スルノ約定ヲ包含ス

第二十八條 締約國ハ法律問題就中國際條約ノ解釋又ハ適用ノ問題ニ關シ外交上ノ手段ニ依リ解決スルコト能ハサリシ紛爭ヲ處理スルニハ仲裁裁判ヲ以テ最有效果ニシテ且最公平ナル方法ナリト認ム

故ニ前記ノ問題ニ關スル紛爭ヲ生シタルトキハ締約國ニ於テ事情ノ許ス限仲裁裁判ニ依頼セムコトヲ希望ス

第二十九條 仲裁裁判條約ハ既ニ生シタル又ハ將來生スルコトアルヘキ紛爭ノ爲ニ之ヲ締結ス  
仲裁裁判條約ハ總テノ紛爭又ハ特種ノ紛爭ノミニ關スルコトヲ得

第四十條 締約國間ニ仲裁裁判ニ依頼スヘキ義務ヲ現ニ規定シタル總括的又ハ特別的條約ノ有無ニ拘ラス締約國ハ仲裁裁判ニ付スルコトヲ得ヘシト認ムル一切ノ場合ニ義務的仲裁裁判ヲ首

及セレメムカ爲總括的又ハ特別的新協定ヲ締結スヘキコトヲ留保ス

第二節 常設仲裁裁判所

第四十一條 締約國ハ外交上ノ手段ニ依リテ處理スルコト能ハナリシ國際紛爭ヲ直ニ仲裁裁判ニ付スルヲ容易ナラシムルノ目的ヲ以テ何時ヲモ依頼スルコトヲ得ヘク且當事者間ニ反對ノ規約ナキ限本條約ニ掲ケタル手續ニ依リテ其ノ職務ヲ行フヘキ常設仲裁裁判所ヲ第一回平和會議ニ依リ設置セラレタル儘維持スルコトヲ約定ス

第四十二條 常設裁判所ハ特別裁判ヲ開クコトニ付當事者間ニ協定アル場合ヲ除クノ外一切ノ仲裁事件ヲ管轄スルモノトス

第四十三條 常設裁判所ハ之ヲ海牙ニ置ク

國際事務局ハ之ヲ裁判所書記局ニ充テ裁判開廷ニ關スル通信ヲ媒介シ記録ヲ保管シ及一切ノ事務ヲ處理ス

締約國ハ其ノ相互間ニ定メタル仲裁裁判ニ關スル一切ノ約款及自國ニ關シ特別裁判ニ於テ爲シタル一切ノ仲裁判決ノ認證原本ヲ成ルヘク速ニ事務局ニ送付スルコトヲ約定ス  
締約國ハ又裁判所ノ下シタル判決ノ執行ヲ認ズルニ足ルヘキ法律規則及文書ヲ事務局ニ送付スルコトヲ約定ス

第四十四條 各締約國ハ國際法上ノ問題ニ堪能ノ名アリテ德望高ク且仲裁裁判官ノ任務ヲ受諾スルノ意アル者四人以下ヲ任命ス

前項ニ依リ任命セラレタル者ハ裁判所裁判官トシテ名簿ニ記入シ右名簿ハ事務局ヨリ之ヲ各締約國ニ通告スヘシ

事務局ハ仲裁裁判官ノ名簿ニ變更アル毎ニ之ヲ締約國ニ通告ス

二國又ハ數國ハ協議ノ上一人又ハ數人ノ裁判官ヲ共同ニ任命スルコトヲ得  
同一人ハ數國ヨリ任命セラレルコトヲ得

裁判所裁判官ノ任期ハ六年トス但シ再任セラレルコトヲ得  
裁判所裁判官中死亡又ハ退職シタル者アルトキハ其ノ任命ノ爲ニ定メタル方法ニ依リ更ニ六年ヲ任期トシテ之カ補闕ヲ行フ

第四十五條 締約國カ其ノ相互間ニ生シタル紛爭ヲ處理セムカ爲常設裁判所ニ訴ヘムト欲スル場合ニ於テ其ノ紛爭ヲ判定スルニ付常設裁判部ヲ組織スヘキ仲裁裁判官ノ選定ハ裁判所裁判官ノ總名簿ニ就キテ之ヲ爲スコトヲ要ス

仲裁裁判部ノ構成ニ付當事者ノ合意ナキ場合ニ於テハ左ノ方法ニ依ル

當事者ハ各自二人ノ仲裁裁判官ヲ指定スヘシ其ノ内一人ニ限リ自國民又ハ自國カ常設裁判所裁判官トシテ任命シタル者ノ中ヨリ之ヲ選定スルコトヲ得右仲裁裁判官ハ合同シテ一人ノ上級仲裁裁判官ヲ選定ス

投票相半シタル場合ニ於テハ當事者ノ協議ヲ以テ指定シタル第三國ニ上級仲裁裁判官ノ選定ノ委託ス

右指定ニ關スル合意成立セサルトキハ當事者ハ各自異ナル一國ヲ指定シ其ノ指定セラレタル國ハ協議ヲ以テ上級仲裁裁判官ヲ選定ス

二月ノ期間内ニ右兩國間ニ合意成立シ能ハサルトキハ兩國ハ常設裁判所裁判官名簿ニ就キ當事者ノ指定シタル裁判官ニ非ス且當事者ノ孰レノ國民ニモ非サル者ノ中ヨリ各二人ノ候補者ヲ出

レ抽籤ヲ以テ該候補者中上級仲裁裁判官タルヘキ者ヲ定ム

第四十六條 裁判部構成セラレタルトキハ當事者ハ直ニ裁判所ニ訴フルノ決意、仲裁契約ノ正文及仲裁裁判官ノ氏名ヲ事務局ニ通告スヘシ

事務局ハ遲滯ナク各仲裁裁判官ニ對シ仲裁契約及其ノ裁判部ノ他ノ裁判官ノ氏名ヲ通知スヘシ

裁判部ハ當事者ノ定メタル期日ヲ以テ開廷シ事務局ハ其ノ準備ヲ爲スヘシ

裁判部裁判官ハ其ノ職務ノ執行ニ關シ自國以外ニ於テ外交官ノ特權及免除ヲ享有ス

第四十七條 事務局ハ仲裁裁判ニ關スル一切ノ特別裁判ノ職務ノ爲其ノ廳舎及施設ヲ締約國ノ用ニ供スルコトヲ得

常設裁判所ノ裁判權ハ當事者カ其ノ裁判ニ訴フルコトヲ約定シタルトキハ規則ニ定メタル條件ニ從ヒ之ヲ非締約國間又ハ締約國ト非締約國トノ間ニ存スル紛争ニ及ホスコトヲ得

第四十八條 締約國ハ其ノ二國又ハ數國ノ間ニ激烈ナル紛争ノ起ラムトスル場合ニ於テハ常設仲裁裁判所ニ訴フルノ途アルコトヲ之ニ注意スルヲ以テ其ノ義務ナリト認ム

故ニ締約國ハ紛争當事者ニ對シ本條約ノ規定アルコトヲ注意シ且平和ノ重要ナル利益ノ爲常設裁判所ニ訴フヘキコトヲ勸告スルハ全ク周旋ノ行爲ニ外ナラサルモノト認ムヘキコトヲ宣言ス

兩國間ニ紛争ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ一方ハ何時ニテモ國際事務局ニ宛テ該紛争ヲ仲裁裁判ニ付スルノ意向アル旨ノ宣言ヲ含ム文書ヲ送ルコトヲ得

第四十九條 常設評議會ハ和蘭國ニ駐劄スル締約國ノ外交代表者及和蘭國外務大臣ヲ以テ組織シ

國際事務局ヲ指揮監督ス和蘭國外務大臣ハ議長ノ職務ヲ行フ

評議會ハ庶務規程其ノ他必要ナル諸規則ヲ定ム

評議會ハ裁判所ノ職務執行ニ關シテ生スルコトアルヘキ事務上ノ一切ノ問題ヲ決定ス

評議會ハ事務局ノ役員及雇員ノ任命、停職及罷免ニ關スル全權ヲ有ス

評議會ハ体給及手當ヲ定メ且全般ノ支出ヲ監督ス

評議會ハ正式ニ召集セラレタル會合ニ於テ九人以上ノ出席者アルトキハ有效ノ評議ヲ爲スコトヲ得決議ハ多數決ニ依ル

評議會ハ其ノ採用シタル諸規則ヲ遲滯ナク締約國ニ通知シ毎年裁判所ノ事業、事務ノ執行及支出ニ關スル報告書ヲ締約國ニ提出ス報告書中ニハ又本條約第四十三條第三項及第四項ニ基キ各

國ヨリ事務局ニ送付スル書類中重要事項ノ要領ヲ掲クヘシ

第五十條 事務局ノ費用ハ萬國郵便聯合總理局ノ爲ニ定メタル比例ニ依リ締約國之ヲ負擔ス

加盟國ノ負擔スヘキ費用ハ其ノ加盟カ效力ヲ生スル日ヨリ之ヲ計算ス

第三節 仲裁裁判手續

第五十一條 仲裁裁判ノ發達ヲ助クルノ目的ヲ以テ締約國ハ當事者カ別段ノ規則ヲ協定セザリレ

場合ニ於テ仲裁裁判手續ニ適用スヘキ左ノ規則ヲ定ム

第五十二條 仲裁裁判ニ依頼スル諸國ハ其ノ紛争ノ目的、仲裁裁判官ヲ指定スヘキ期間、第六十三

條ノ送達ヲ爲スヘキ方式、順序及期間並各當事者カ費用ノ豫納金トシテ寄託スヘキ金額ヲ定メ

タル仲裁契約ニ記名ス

仲裁契約ハ又必要ニ應シ仲裁裁判官指定ノ方法、裁判部ノ有スルコトアルヘキ一切ノ特別權限、其ノ開廷地、其ノ使用スヘキ國語及裁判部ニ於テ使用スルコトヲ許スヘキ國語共ノ他當事者間ニ約定セル一切ノ條件ヲ定ム

第五十三條 常設裁判所ハ當事者カ仲裁契約ノ作成ヲ該裁判所ニ委託スルコトニ一致シタルトキハ之ヲ作成スルノ權限ヲ有ス

裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ外交上ノ手段ニ依リ合意ノ成立セザリシ後ハ單ニ當事者ノ一方ヨリ請求アルトキニ於テモ亦前項ノ權限ヲ有ス

一 本條約實施後締結セラレ又ハ更新セラレタル總括的仲裁裁判條約ニシテ各紛争ニ付仲裁契約ノ作成ヲ豫見シ且明白ニモ又暗黙ニモ共ノ作成ニ關スル裁判所ノ權限ヲ否認セザルモノノ中ニ規定スル紛争ニ關スルトキ但シ他ノ當事者ニ於テ該紛争カ義務的仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ノ種類ニ屬セスト認ムルコトヲ宣言シタルトキハ仲裁裁判條約カ此ノ先決問題ヲ決定スルノ權能ヲ仲裁裁判部ニ付與シタル場合ヲ除クノ外裁判所ノ干與スル限ニ在ラス

二 一國ニ對シ他ノ一國カ共ノ國民ニ支拂ハルヘキモノトシテ請求スル契約上ノ債務ヨリ生シタル紛争ニシテ其ノ解決ニ付仲裁裁判ノ提議カ受諾セラレタルモノニ關スルトキ但シ他ノ方法ニ依リ仲裁契約ヲ定ムルコトヲ受諾ノ條件トシタルトキハ右規定ヲ適用セス

第五十四條 前條ノ場合ニ於テハ第四十五條第三項乃至第六項ニ定メタル方法ニ依リテ指定セラルル五人ノ委員ヲ以テ組織スヘキ委員會ニ於テ仲裁契約ヲ作成ス

第五ノ委員ハ當然委員長タルモノトス

第五十五條 仲裁裁判ノ職務ハ之ヲ當事者カ隨意ニ指定シ又ハ本條約ニ依リテ設置シタル常設仲裁裁判部ノ裁判官中ヨリ選定シタル一人又ハ數人ノ仲裁裁判官ニ委託スルコトヲ得

裁判部ノ構成ニ付當事者ノ合意ナキトキハ第四十五條第三項乃至第六項ニ規定スル方法ニ從フモノトス

第五十六條 君主共ノ他國ノ元首ニシテ仲裁者ニ選定セラレタルトキハ仲裁裁判手續ハ仲裁者之ヲ定ム

第五十七條 上級仲裁裁判官ハ當然裁判長タルモノトス

裁判部ニ上級仲裁裁判官ナキトキハ裁判部自ラ共ノ裁判長ヲ指定ス

第五十八條 第五十四條ニ規定スル委員會ニ於テ仲裁契約ヲ作成シタル場合ニハ反對ノ規約アルニ非サレハ該委員會自ラ仲裁裁判部ヲ組織ス

第五十九條 仲裁裁判官中死亡シ辭職シ又ハ原因ノ如何ニ拘ラス支障ヲ生シタル者アルトキハ其ノ指定ノ爲ニ定メタル方法ニ依リ之カ補闕ヲ行フ

第六十條 裁判部ハ當事者ニ於テ指定ヲ爲ササルトキハ之ヲ海牙ニ開ク

裁判部ハ第三國ノ領土ニ於テハ其ノ同意ヲ得ルニ非サレハ開廷スルコトヲ得ス

裁判部ハ當事者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ一旦定メタル開廷地ヲ變更スルコトヲ得ス

第六十一條 仲裁契約ヲ以テ使用スヘキ國語ヲ定メザリシトキハ裁判部之ヲ定ム

第六十二條 當事者ハ自己ト裁判部トノ間ノ媒介者タルヘキ特別代理人ヲ裁判部ニ簡派スルコトヲ得

當事者ハ又顧問又ハ辯護人ヲ任命シ裁判部ニ於テ其ノ權利及利益ヲ辯護セシムルコトヲ得

常設裁判所裁判官ハ之ヲ裁判所裁判官ニ任命シタル國ノ爲ニスルノ外代理人、顧問又ハ辯護人ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

第六十二條 仲裁裁判手續ハ原則トシテ準備書面提出及辯論ノ二段ニ分ツ  
準備書面提出トハ各代理人ヨリ陳述書、答辯書及必要アルトキハ辯駁書ヲ裁判部裁判官及相手方ニ送達スルヲ謂フ當事者ハ右書面ニ共ノ申立中ニ援用シタル一切ノ文書共ノ他ノ書類ヲ添付ス送達ハ仲裁契約ヲ以テ定メタル順序及期間ニ於テ直接ニ又ハ國際事務局ヲ經テ之ヲ行フモノトス

仲裁契約ヲ以テ定メタル期間ハ合意アルトキハ當事者ニ於テ又裁判部カ正當ナル決定ヲ與フル爲必要アリト認ムルトキハ裁判部ニ於テ之ヲ伸長スルコトヲ得

辯論トハ裁判部ニ於ケル當事者ノ事由ノ口頭演述ヲ謂フ

第六十四條 當事者ノ一方ヨリ提出シタル一切ノ文書ハ共ノ認證原本ヲ他ノ一方ニ送達スヘキモノトス

第六十五條 特別ナル事情アル場合ヲ除クノ外裁判部ハ準備書面提出終結ノ後ニ非サレハ開廷セズ

第六十六條 辯論ハ裁判長之ヲ指揮ス

辯論ハ當事者ノ承諾ヲ經テ爲シタル裁判部ノ決定ニ依ルノ外之ヲ公開セス

辯論ハ之ヲ裁判長ノ任命スル書記官ノ作成スル調書ニ記載シ裁判長及書記官ノ一名之ニ署名ス此ノ調書ニ限公正ナル性質ヲ有ス

第六十七條 裁判部ハ準備書面提出終結ノ後ハ當事者ノ一方ヨリ相手方ノ承諾ヲ得シテ提出セ

ムト欲スル新ナル一切ノ證書共ノ他ノ書類ニ付辯論ヲ拒絕スルコトヲ得

第六十八條 裁判部ハ當事者ノ代理人又ハ顧問カ共ノ注意ヲ求ムルコトアルヘキ新ナル證書共ノ他ノ書類ヲ參酌スルノ自由ヲ有ス

右ノ場合ニ於テ裁判部ハ右證書共ノ他ノ書類ノ提出ヲ請求スルコトヲ得但レ共ノ旨相手方ニ通知スルコトヲ要ス

第六十九條 裁判部ハ又當事者ノ代理人ニ一切ノ證書ノ提出ヲ請求シ且必要ナル一切ノ説明ヲ求ムルコトヲ得共ノ拒絕アリタル場合ニハ其ノ旨ヲ記録ス

第七十條 當事者ノ代理人及顧問ハ其ノ申立ヲ辯護スル爲有益ナリト認ムル一切ノ事由ヲ口頭ニテ仲裁裁判部ニ陳述スルコトヲ得

第七十一條 當事者ノ代理人及顧問ハ抗辯ヲ爲シ又ハ中間争議ヲ起スコトヲ得之ニ關スル裁判部ノ決定ハ確定的ニシテ更ニ之ヲ論議スルコトヲ得サルモノトス

第七十二條 裁判部裁判官ハ當事者ノ代理人及顧問ニ質問ヲ爲シ且疑ハレキ事項ニ關シテ説明ヲ求ムルコトヲ得

辯論ノ進行中裁判部裁判官カ爲シタル質問又ハ發言ハ裁判部全體又ハ裁判官各員ノ意見ヲ表明シタルモノト認ムルコトヲ得ス

第七十三條 裁判部ハ仲裁契約及事件ニ關シテ援用シ得ヘキ其ノ他ノ證書及書類ヲ解釋シ且法律上ノ原則ヲ適用シテ自己ノ權限ヲ定ムルコトヲ得

第七十四條 裁判部ハ裁判指揮ノ爲手續上ノ命令ヲ發シ各當事者カ辯論ヲ終結スヘキ方式、順序及期間ヲ定メ且證據調ニ關スル一切ノ手續ヲ行フコトヲ得



第七十五條 當事者ハ紛爭決定ノ爲必要ナル一切ノ方法ヲ其ノ爲シ得ヘシト認ムル限充分ニ裁判部ニ提出スヘシ

第七十六條 裁判部カ締約國タル第三國ノ領土ニ於テ爲スヘキ一切ノ通告ハ裁判部ヨリ直接ニ當該國政府ニ宛テ之ヲ爲スヘシ實地ニ就キ一切ノ證據蒐集手續ヲ行フトキ亦同シ

右ニ關スル請求ヲ受ケタル國ハ其ノ國內法規ニ遵ヒ爲シ得ヘキ方法ニ依リ其ノ請求ヲ履行スヘク且其ノ主權又ハ安寧ニ害アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ヲ拒ムコトヲ得ス

裁判部ハ又常ニ其ノ開庭地ノ所屬國ノ媒介ニ依頼スルコトヲ得

第七十七條 當事者ノ代理人及顧問カ各其ノ申立ヲ支持スル一切ノ説明及證據提出ヲ終リタルトキハ裁判長ハ辯論ノ終結ヲ宣告ス

第七十八條 裁判部ノ評議ハ秘密會ニ於テ行ヒ且之ヲ秘密ニ付ス

一切ノ決定ハ裁判官ノ多數決ニ依ル

第七十九條 仲裁判決ニハ理由ヲ附シ裁判官ノ氏名ヲ掲ケ裁判長及裁判部書記局員又ハ其ノ職務ヲ行フ書記官之ニ署名ス

第八十條 判決ハ當事者ノ代理人及顧問出席ノ上又ハ之ニ對シ正式ノ呼出ヲ爲シタル後公開廷ニ於テ之ヲ朗讀ス

第八十一條 正式ニ言渡ヲ爲シ且當事者ノ代理人ニ通告シタル判決ハ確定的ニ終結トシテ紛爭ヲ決定ス

第八十二條 判決ノ解釋及執行ニ關シ當事者間ニ起ルコトアルヘキ一切ノ紛爭ハ反對ノ規約アルニ非サレハ該判決ヲ言渡シタル裁判部ノ裁判ニ付スヘシ

第八十三條 當事者ハ仲裁契約ニ於テ仲裁判決ニ對スル再審ノ請求ヲ留保スルコトヲ得

右ノ場合ニ於テハ反對ノ規約アルニ非サレハ判決ヲ爲シタル裁判部ニ請求ヲ爲スコトヲ要ス右請求ハ判決ニ對シ決定的影響ヲ與フヘキ性質ヲ有スル新事實ニシテ辯論終結ノトキ裁判部及再審ヲ請求スル當事者カ知ラサリシモノヲ發見シタル場合ニ限之ヲ爲スコトヲ得

再審ノ手續ハ裁判部ニ於テ特ニ新事實ノ存在ヲ確認シ其ノ事實カ前項ニ掲クル特質ヲ有スルコトヲ認識シ且之ニ因リ請求カ受理スヘキモノナルコトヲ宣言スル決定ヲ爲スニ非サレハ之ヲ開始スルコトヲ得ス

再審ノ請求ヲ爲スヘキ期間ハ仲裁契約ニ於テ之ヲ定ム

第八十四條 仲裁判決ハ紛爭當事者ニ對シテノミ效力ヲ有ス

若シ紛爭當事者以外ノ諸國カ加リタル條約ノ解釋ニ關スルモノナルトキハ紛爭當事者ハ適當ノ時期ニ之ヲ各記名國ニ通知スヘシ右諸國ハ各訴訟ニ參加スルノ權利ヲ有ス一國又ハ數國カ此ノ權能ヲ利用シタルトキハ判決中ニ包含スル解釋ハ其ノ國ニ對シテモ亦等シク效力ヲ有スルモノトス

第八十五條 當事者ハ各自ノ費用ヲ負擔シ且裁判部ノ費用ヲ均等ニ分擔ス

第四節 仲裁裁判簡易手續

第八十六條 締約國ハ簡易ナル手續ニ依リ得ヘキ性質ノ紛爭ニ關シ仲裁裁判ノ運用ヲ容易ナラシムル爲別段ナル規約ナキ場合ニ適用スヘキ次ノ規定ヲ設ク但シ第三節ノ條項ニシテ右規定ニ抵触セサルモノハ之ヲ適用ス

第八十七條 紛爭當事者ハ各一人ノ仲裁裁判官ヲ指定ス右兩人ノ仲裁裁判官ハ一人ノ上級仲裁官

判官ヲ選定ス若其選定ニ關シ合意成立セザルトキハ仲裁裁判官ハ常設裁判所裁判官ノ總名簿ニ就キ各當事者ノ指定シタル裁判官ニ非ス且其ノ孰レノ國民ニモ非サル者ノ中ヨリ各二人ノ候補者ヲ出シ抽籤ヲ以テ該候補者中上級仲裁裁判官タルヘキ者ヲ定ム

上級仲裁裁判官ハ裁判長ト爲ル裁判部ノ決定ハ多數決ニ依ル

第八十八條 裁判部ハ豫メ何等ノ合意ナキトキハ其ノ構成後直ニ當事者雙方ヨリ陳述書ヲ提出スヘキ期間ヲ定ム

第八十九條 各當事者ハ一人ノ代理人ヲシテ裁判部ニ於テ自己ヲ代表セシム右代理人ハ裁判部ト之ヲ任命シタル政府トノ間ノ媒介者タルヘキモノトス

第九十條 裁判手續ハ悉ク書面ニ依ルモノトス但シ各當事者ハ證人及鑑定人ノ出頭ヲ請求スルコトヲ得裁判部ハ當事者雙方ノ代理人並出頭セシムルヲ有益ナリト認メタル鑑定人及證人ニ對シ口頭ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第五章 附則

第九十一條 本條約ハ正式ニ批准セラレタル上締約國間ノ關係ニ於テ千八百九十九年七月二十九日ノ國際紛爭平和的處理條約ニ代ルヘキモノトス

第九十二條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證原本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第九十三條 第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニシテ記名國ニ非サルモノハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證原本ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル爾餘ノ諸國ニ送付シ且通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第九十四條 第二回平和會議ニ招請セラレザリシ諸國カ本條約ニ加盟シ得ヘキ條件ハ後日締約國間ノ協商ニ依リテ之ヲ定ム

第九十五條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第九十六條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證原本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ

其ノ效力ヲ生スルモノトス

第九十七條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第九十二條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日並加盟(第九十三條第二項)又ハ廢棄(第九十六條第一項)ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ謄取抄本ヲ請求スルコトヲ得  
右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本誓一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ謄取抄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締約國ニ交付スヘキモノトス

第一 獨逸國 マルンヤル

第二 亞米利加合衆國 シヨセフ、エフチ、チロート

ホレエス、ポーター  
ユイ、エム、ロイズ

千九百七年十月十六日ノ總會議ニ於テ爲シタル宣言ヲ留保ス

第三 亞爾然丁國 ウイリアム、アイ、ブカナン

ロケ、サエンツ、ベニヤ  
ルイス、エム、ドラゴ  
セー、ロドリゲス、ラレタ

第四 埃地利洪牙利國 メレー

男爵マフキオ  
ア、ベルナール  
ジョー、ウアン、デン、ロニーベル

第五 白耳義國 ギーローム

クラウチオ、ピニラ  
ルイ、バルボサ (第五十三條第二項、第三項及第四項ヲ留保ス)

第六 「ボリジイア」國 陸軍少將ツイナロフ

イヴァン、カラシニエーロフ  
ドミンゴ、ガナ  
アウグスト、マフテ (十月七日ノ第一委員會第七回會議ニ於テ第三十九條ニ關シテ爲シタル宣言ヲ留保ス)

第七 勃爾牙利國 陸徵祥

カルロス、コンチャ

第八 智利國 錢物

ホルヘ、ホルグイン  
エス、ベレス、トリアナ  
エム、ツアルガス  
アントニオ、エス、デ、プスタマンテ  
ゴンザロ、デ、クニサダ

第十三 丁 抹 國

マヌエル、サンダイリー  
セー、ブロン  
ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

第十四 「ドミニカ」共和國

アボリナル、テハラ

第十五 「エクアドル」共和國

ヴィクトル、エム、レンドン  
エ、ドレン、イ、デ、アルスア

第十六 西 班 牙 國

ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤウルーチャ  
ホセ、デ、ジ、リカ、イ、カルヴォ  
ガブリエル、マウラ

第十七 佛 蘭 西 國

レオン、プーレルジョア  
デスツールネル、ド、コンスタン  
エル、ルノー

第十八 大 不 列 顛 國

マルスワン、ベレ  
エドワード、フライ  
アーネスト、サトウ  
レー

第十九 希 臘 國

ヘンリー、ハワード  
クレオン、リツオ、ランガベ  
ジョールシニ、ストレイト  
第五十三條第二項ヲ留保ス

第二十 「グワテマラ」國

ホセ、チブレ、マチャド  
ダルベマル、ジャン、ジョセフ

第二十一 「ハイチ」國

シー、エヌ、レシエー  
ピエール、ユチクール  
ボンピリ

第二十二 伊 太 利 國

シエー、フシナト  
佐藤愛賢(第四十八條第三項、第四項、第五十三條第二項  
及第五十四條ヲ留保ス)

第二十三 日 本 國

アイレニン  
伯爵ド、ツイレー

第二十四 盧 森 堡 國

シエー、ア、エステヴァ  
ユス、ペード、ミエー

第二十五 墨 西 哥 國

エフ、エル、デ、ラ、パフ  
ネリドフ  
マルテンス  
エヌ、チャリコフ

第二十六 「モンテネグロ」國

エフ、ハーダルフ  
ペー、ボラス

第二十七 「ニカラグア」國

シエー、チニ、モンツァー

第二十八 巴 拿 馬 國

ドブルヴェ、アッレニ、ド、ポーフオール

第二十九 巴 拿 馬 國

第三十 「パラグアイ」國

第三十一 和 蘭 國

第三十二	秘 露 國	デー、エム、セー、アッセル デン、ペール、ポール、チユゲール
第三十三	波 斯 國	シー、アー、ローエル シー、アー、ロエフ
第三十四	葡 萄 牙 國	セー、ジエー、カンダモ モム、タゾス、サルタネー、エム、サマド、カンサチグ、ウル、ム ルク、エム、アーメッド、カン
第三十五	羅 馬 尼 亞 國	侯爵、デ、ウヅエラル 伯爵、デ、セリール アルベルト、ドリジエイラ
第三十六	露 西 亞 國	エドガトル、マジロコルダト ネリドフ
第三十七	「サルツァドル」國	マルテンス エヌ、チャリコフ
第三十八	塞 爾 比 亞 國	ペー、シー、マテウ エス、ペレス、トリアナ エス、グルーイワチ エム、ジエー、ミロヴァノヴィワチ

千八百九十九年七月二十九日ノ國際紛争平和的處理條約ニ署名ノ際羅馬尼亞國全權委員ノ爲シタルト同一ノ留保ヲ爲ス

第三十九	暹 羅 國	エム、ジエー、ミリチエヴィワチ モム、チャチデー、ウドム セー、コラヂオニ、ドレリ ルアング、ビニツアナルト、ナリニール
第四十	瑞 典 國	ヨハンネス、ヘルネル
第四十一	瑞 西 國	カルラン、第五十三條第二號ヲ留保ス
第四十二	土 耳 其 國	チユルカン 〔千九百七年十月十六日ノ第九回總會ノ議事録ニ記入セラレタル宣言ヲ留保ス〕
第四十三	「ウルグエー」國	ホセ、パトレイ、オールドニエス
第四十四	「ヴェネズエラ」國	シー、ヒル、フオルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス  
朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第四十八條第三項、第四項、第五十三條第二項及第五十四條ヲ留保シテ署名シタル國際紛争平和的處理條約ヲ閱覽點檢シ共ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス  
神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ親ヲ名ヲ署シ覆ヲ鈐セシム

御 名 國 璽

外務大臣 子爵内田康哉

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シテ  
ル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル契約上ノ債務回收ノ爲ニスル兵力  
使用ノ制限ニ關スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望  
外務大臣 子爵内田康哉

條約第二號(官報號外一月十三日)

契約上ノ債務回收ノ爲ニスル兵力使用ノ制限ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、埃地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝、洪牙利國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エチアドル」共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛爾聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グワテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、墨西哥合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエー」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルツ」皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルツァドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、土耳其國皇帝陛下、「東、ウルクエー」共和國大統領ハ一國ノ政府ニ對シ他ノ一國ノ政府カ共ノ國民ニ支拂ヘル

ヘキモノトテ請求スル契約上ノ債務ヨリ生スル金錢上ノ原因ニ基ク武力的衝突ノ國家間ニ生スルヲ避ケムコトヲ希望シ之カ爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐節特命全權大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスマイン

本會議特派委員、「コンセイエー、アンチーム、ド、レガション」、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判

所裁判官、「ドクトル」ヨハンネス、グリーグ

亞米利加合衆國大統領

特命大使「ジョセフ、エッチ、チロート

特命大使「ホレニス、ポーター

和蘭國駐節特命全權公使「デヴィッド、ジエーン、ヒル

海軍少將、全權公使「チャールズ、エス、スベリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議議長、全權公使「ジョージ、ビー、デーヴィス

全權公使「ウィリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官「ロケ、サエンツ、ベニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官「ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官「カルロス、ロドリゲス、ラレタ

埃地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝、洪牙利國皇帝陛下

「コンセイエイ、アンチーム」特命全權大使ゲーテン、メレー、ド、カボスメレー

希臘國駐節特命全權公使、男爵レヤール、ド、マンキオ

「ボリツィア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウチオ、ピニラ

英國駐節特命全權公使フェルナンド、エ、グワチヤラ

勃爾牙利國公使下

陸軍參謀少將、侍從將官ツルバン、ツイナロフ

大審院檢事總長イツァン、カラシニコフ

智利共和國大統領

英國駐節特命全權公使ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐節特命全權公使アウグスト、マンテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐節特命全權公使カルロス、コンチヤ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ベレス、トリアナ

佛國駐節特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ザアルガス

玖馬共和國臨時總督

「ハツァナ」大學國際法教授、上院議員アントニオ、サンチニス、デ、プスタマンテ

米國駐節特命全權公使ゴンザロ、デ、クニサダ、イ、アロスタグイ

前「ハツァナ」中學校長、上院議員マヌエル、サングイリ

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐節特命全權公使コンスタンチン、ブロン

海軍少將クリステアン、フレデリック、シニルレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、デ、ヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐節兼西班牙國駐節特命全權公使ヴィクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デアルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐節特命全權大使ドブルツエ、エル、デ、ヴィーリヤウルーチャ

和蘭國駐節特命全權公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルツオ

下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマン、デ、ラ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判所裁判官

ルイ、ルノ

和蘭國駐節特命全權公使 マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、サーエドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、サーアーネスト、メーソン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナルド、ジュームス、マフケー、レー

和蘭國駐節特命全權公使、サーヘンリー、ハワード

希臘國皇帝陛下

希臘國駐節特命全權公使、クレオン、リツオ、ランガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官、ジョールヌ、ストレイト

「グッテマラ」共和國大統領

和蘭國駐節兼英國駐節代理公使、常設仲裁裁判所裁判官、ホセ、チブレ、マチャド

獨逸國駐節代理公使、エンリケ、ゴメス、カリリヨ

「ハイチ」共和國大統領

佛國駐節特命全權公使、ジャン、ジョセフ、ダルベマル

米國駐節特命全權公使、ジー、エヌ、レジー

前國際公法教授、ホルトープランス、組合辯護士、ビエール、ユヂクロー

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐節特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジョセフ、トルニエ

リ、ブルサチ、ヂ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、「コンマンドール」ギド、ボンビリ

參事院議員、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使、都筑馨六

和蘭國駐節特命全權公使、佐藤愛啓

墨西哥合衆國大統領

伊國駐節特命全權公使、ゴンザロ、ア、エステヴァ

佛國駐節特命全權公使、セバスチアン、ペー、ド、ミエー

白耳義國駐節兼和蘭國駐節特命全權公使、フランシスコ、エル、デ、フ、バフ

「モンテネグロ」國公殿下

「コンセイエイ、ブリツエ、アンベリアル、アクチユエル」、佛國駐節露國特命全權大使、ネリドフ

「コンセイエイ、ブリツエ、アンベリアル」、露國外務省常任顧問官、マルテンス

「コンセイエイ、デタ、アンベリアル、アクチユエル」、和蘭國駐節露國特命全權公使、チャリコフ

諾威國皇帝陛下

前內閣議長、前法學教授、和蘭國駐節兼丁抹國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、フラン

シス、ハーゲルフ

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオ、ボラス



「巴拉グエー」共和國大統領

佛國駐節特命全權公使 エウセビオ、マチヤイン

比律悉駐在領事、伯爵シエー、デニ、モンソー、ド、ベルシヤシダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルツエ、アフレニド、ポーフオール

國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判所裁判官テー、エム、セー、アッセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議員、「ヨシクヘール」シー、セー、セー、デン、ペール、ポールテム

ゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、「ヨシクヘール」シー、アー、ローエル

前司法大臣、下院議員シー、アー、ロエフ

祕露共和國大統領

佛國駐節兼英國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、シエー、カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタズサルタネー

和蘭國駐節特命全權公使ミルツア、アーメッド、カン、サチグ、ウル、ムルク

葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下

參事院議員「ペール、デニ、ロワイヨーム」前外務大臣、英國駐節特命全權公使、特命全權大使、侯爵

デ、ツツエラル

和蘭國駐節特命全權公使、伯爵デ、セロール

佛國駐節特命全權公使アルベルト、ドリツエイヤ

全露西亞國皇帝陛下

「コンセイエー、ブリツエ、アクチエニル」佛國駐節特命全權大使ネリドフ

「コンセイエー、ブリツエ」外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス

「コンセイエー、デム、アクチエニル」侍從、和蘭國駐節特命全權公使チャリコフ

「サルツアドル」共和國大統領

佛國駐節代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、シー、マテウ

英國駐節代理公使サンチアゴ、ベレス、トリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長サツア、グルーイッチ

伊國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ

英國駐節兼和蘭國駐節特命全權公使ミシエル、ミリチエヴィッチ

土耳其國皇帝陛下

特命大使「ミニストル、ド、レヴカフチニルカン、パシヤ

伊國駐節特命全權大使レシッド、ペー

海軍中將メヘメッド、パシヤ

東ツルグエー共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレイ、オールドニエス

前上院議長、佛國駐節特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カストロ

因テ各全權委員ハ其ノ真好妥當ナリト認メテラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ  
第一條 締約國ハ一國ノ政府ニ對シ他ノ一國ノ政府カ其ノ國民ニ支拂ハルヘキモノトシテ請求ス  
ル契約上ノ債務ヲ回收スル爲ニ兵力ニ訴ヘサルコトヲ約定ス

右規定ハ債務國カ仲裁裁判ノ申出ヲ拒絕スルカ之ニ對シテ回答ヲ與ヘサルカ之ヲ受諾スルモ仲裁  
契約ノ作成ヲ不能ナラシムルカ又ハ仲裁裁判ノ後其ノ判決ニ遵ハサル場合ニハ其ノ適用ナキモノトス

第二條 前條第二項ニ掲グルル仲裁裁判ハ國際紛争平和的處理ニ關スル海牙條約第四章第三節ニ規  
定セル手續ニ依ルモノトス仲裁裁判ノ判決ハ當事者間ニ特別ナル取極アルニ非サレハ請求ノ當  
否、債務ノ金額並支拂ノ時期及方法ヲ定ム

第三條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス  
爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證原本ハ和蘭國政府ヨ  
リ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ  
諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通  
知スルモノトス

第四條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國  
政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證原本ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル爾餘ノ諸國ニ  
送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第五條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十  
日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接  
受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第六條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告  
スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證原本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ  
通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ  
效力ヲ生スルモノトス

第七條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第三條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日及  
加盟(第四條第二項)又ハ廢棄(第六條第一項)ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス  
各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證原本ヲ  
外交上ノ手續ニ依リ締約國ニ交付スヘキモノトス

第一 獨逸國 マルシヤル

クリーゲ

第二 亞米利加合衆國 シロセフ、エフチ、チロート

第三 亞爾然丁國

ホレニス、ポーター  
ユー、エム、ローズ  
デヴィッド、ジェーン、ビル  
シー、エス、スベリー  
ウイリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國ハ左ノ留保ヲ爲ス  
一 國ノ人民ト外國政府トノ間ニ於ケル普通ノ契約ニ基ク債務ニ關シテハ陳メ一切ノ手續ヲ盡シタルモ尙契約ヲ爲シタル國ノ裁判所カ裁判ヲ爲ササル特別ノ場合ニ非サレハ仲裁裁判ニ依ルコトナカルヘシ  
二 證券ノ發行ヲ以テスル公債ニシテ國債ヲ成スモノハ如何ナル場合ニ於テモ亞米利加諸國ノ土地ニ對シテ軍事的侵略又ハ事實的占領ノ原由ト爲ルコトナカルヘシ

第四 埃地利洪牙利國

メレー  
男爵マツキオ

第五 白耳義國  
第六 「ボリヴァイア」國

クラウチオ、ピニラ

第一委員會ニ於テ表明シタル留保ヲ爲ス

第七 伯刺西爾國

陸軍少將ヴィナロフ

第八 勃爾牙利國

イヴァン、カラシニコフ

第九 智利國

ドミンゴ、ガナ  
アウグスト、マッテ  
カルロス、コンチャ

第十 清國

ホルヘ、ホルグイン

第十一 格倫比亞國

エス、ペレス、トリアナ  
エム、ヴァルガス

第十二 玖馬共和國

アントニオ、エス、デ、ブスママンテ  
ゴンザロ、デ、クエサダ  
マヌエル、サンガイリー  
セー、ブロン

第十三 丁抹國

ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴァハル  
アポリナル、テヘラ

第十四 「ドミニカ」共和國

ヴィクトル、エム、レンドン  
エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十五 「エクアドル」共和國

千九百七年十月十六日ノ總會ニ於テ爲レタル留保ヲ爲ス

第十六 西班牙國

ドブルヴエ、エル、デ、ヴィーリヤウルーチャ  
ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルゾオ

第十七 佛蘭西國

ガブリエル、マウラ  
レオン、プーレルジョア  
デスワールネル、ド、コンスタン  
エル、ルノー

第十八 大不列顛國

マルスラン、ペレ  
エドワード、フライ  
アーネスト、サトウ  
レー

第十九 希臘國

ヘンリー、ハワード  
クレオン、リツオ、ランガベ  
ジョールジュ、ストレイト

第二十 「グワテマラ」國

ホセ、チブレ、マチャド

一國ノ人民ト外國政府トノ間ニ於テケル普通ノ契約ニ基ク債務ニ關シテハ豫メ一切ノ手續ヲ盡シタルモ尙契約ヲ爲シタル國ノ裁判所カ裁判ヲ爲ササル特別ノ場合ニ非サレハ仲裁裁判ニ依ルコトナカルヘシニ證券ノ發行ヲ以テスル公債ニシテ國債ヲ成スモノハ如何ナル場合ニ於テモ亞米利加諸國ノ土地ニ對シテ軍事的侵略又ハ事實的占領ノ原由ト爲ルコトナカルヘシ

第二十一 「ハイチ」國

ダルベマル、ジャン、ジョセフ  
ジョー、エヌ、レジェー  
ピエール、ユチクール  
ボンピリ

第二十二 伊太利國

ジエー、フジナト

佐藤愛齋

第二十三 日本國

第二十四 盧森堡國

シエー、ア、エステツア

第二十五 墨西哥國

エヌ、ペー、ド、ミエー  
エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十六 「モンテネグロ」國

ネリドフ  
マルテンス  
エヌ、チャリコフ

第二十七 「ニカラグワ」國

エフ、ハーゲルプ

第二十八 諾威國

ペー、ボラス

第二十九 巴拿馬國

ジエー、ヂニ、モンソー

第三十 「パラグエー」國

ドブルヅエ、アッレニド、ポーフォール  
デー、エム、セー、アッセル